



第8期

定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

第四北越銀行本店 2 階
だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地 1

目的
事項

報告事項 第8期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類、計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットまたは郵送により議決権を
行使いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権の行使

行使
期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時20分まで

詳細は4頁～5頁をご覧ください。



郵送による議決権の行使

行使
期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時20分到着分まで

詳細は4頁をご覧ください。

- ・総会当日は、株主さまのご要望に応じて車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、筆談サポート等のお手伝いをさせていただきますので、お気軽に会場スタッフへお声かけください。
- ・本総会より、当社役職員は環境配慮の観点からノーネクタイとさせていただきます。

経営理念

私たちは

信頼される金融グループとして

行動の規範
(プリンシプル)

みなさまの期待に応えるサービスを提供し
地域社会の発展に貢献し続けます

使命
(ミッション)

変化に果敢に挑戦し
新たな価値を創造します

あるべき姿・方向性
(ビジョン)

目次

ごあいさつ	1
第8期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法のご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	11
第8期事業報告	16
1 当社の現況に関する事項	16
2 会社役員（取締役）に関する事項	41
3 社外役員に関する事項	45
4 当社の株式に関する事項	47
5 会計監査人に関する事項	47
6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	48
7 会計参与に関する事項	48
8 その他	48
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	52
インフォメーション..... 「ネットで招集」のご案内	

発送範囲

書面交付請求をされていない株主さま

書面交付請求をされた株主さま

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

- ・当社では、紙使用量の削減による環境負荷軽減等の観点から、書面交付請求をされていない株主さまには「簡易な招集ご通知」をお送りしております。
- ・株主総会資料一式につきましては、本資料2頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループの第三次中期経営計画（2024年度～2026年度）では、「一志勇躍（いっしゅうやく）」をスローガンに、グループ全体でコンサルティング機能の深化などに取り組んでおります。その結果、2025年3月に上方修正した2026年度（計画最終年度）の連結当期純利益目標（400億円）を当期に前倒しで達成することができました。これもひとえに皆さまからのご愛顧の賜であり、深く感謝申し上げます。

今年度は、第三次中期経営計画の総仕上げとともに、2027年4月（予定）の「群馬新潟フィナンシャルグループ」誕生に向けた礎を築く、極めて重要な年であります。グループ役職員一丸となり、経営統合によるシナジーの最大化と、地域への更なる貢献、企業価値の一層の向上に向けて、スピード感を持って取り組んでまいり所存です。

当社グループの今後の活動に是非ともご期待いただき、従来にも増してご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2026年5月
株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖栗道郎

証券コード：7327
2026年5月29日
(電子提供措置の開始日2026年5月21日)

株主各位

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖栗 道郎

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を後記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社および東京証券取引所のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記ウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dhfg.co.jp/financial/stock/meeting/>

第四北越フィナンシャルグループ 株主総会

検索



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証上場会社情報サービス

検索



上記ウェブサイトアクセスいただき、当社名または証券コード(7327)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順にご選択のうえご確認ください。

なお、当日ご出席いただけない場合は、事前にインターネットまたは議決権行使書の郵送により議決権を行使いただけますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、[2026年6月23日\(火曜日\)午後5時20分](#)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2026年6月24日(水曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)
- 2. 場 所** 第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
(巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
 - 報告事項 第8期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、インターネットによる方法、議決権行使書の郵送による方法がございます。

(2) 重複行使の取り扱い

インターネットによる方法と議決権行使書の郵送による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使とさせていただきます。

また、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、当社の経営にご参加いただく株主さまの重要な権利です。本資料4～5頁をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

- ・ 当社では、紙使用量の削減による環境負荷軽減等の観点から、書面交付請求をされていない株主さまには「簡易な招集ご通知」をお送りしております。
- ・ 株主総会資料一式につきましては、本資料2頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本資料2頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイトにてその旨と修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。



行使
期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時20分まで

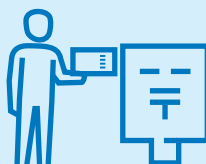
●機関投資家の皆さまは、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

行使方法詳細は
5頁をご覧ください

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご記入いただき、下図のように切り取ってご投函ください。

議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



行使
期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時20分到着分まで

こちらを切り取ってご投函ください

[illegible][illegible]

議 案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号議案	(但し	) を除く
第2号議案	(但し	) を除く

第1号・第2号議案

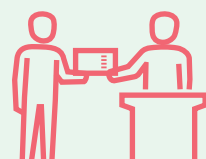
全員賛成の場合：「賛」に○印

全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会当日のご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



会場の詳細は、巻末をご覧ください。

※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんのでご注意ください。

※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえご出席いただくことができます。

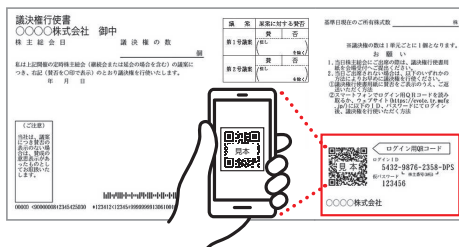
重要

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- インターネットによる方法と議決権行使書の郵送による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使とさせていただきます。
また、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社へご通知ください。

インターネットによる議決権の行使

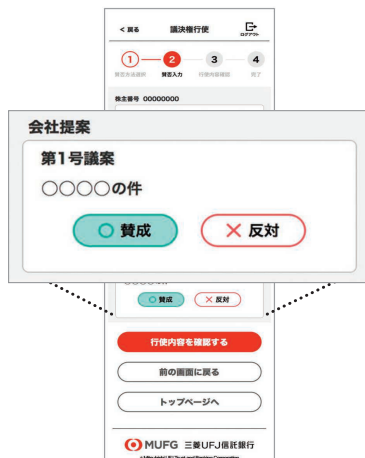
QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、「ログインID・仮パスワード」の入力なしで簡単に議決権行使ができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

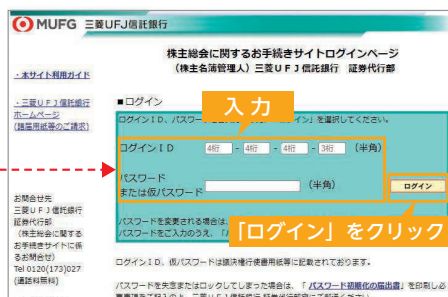
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 ログインページの所定の欄に、議決権行使書右下に記載された「ログインID」「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

ご注意事項

- スマートフォン、タブレット端末、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役5名及び代表取締役1名の合計6名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名				(性別)		当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第8期)
1	うえ	ぐり	みち	ろう	(男性)	再 任	代表取締役社長	12回／12回 (100%)
2	たか	はし		まこと	(男性)	再 任	代表取締役専務	12回／12回 (100%)
3	しば	た		けん	(男性)	再 任	代表取締役常務	12回／12回 (100%)
4	まき		とし	ゆき	(男性)	再 任	取締役	12回／12回 (100%)
5	いし	ざか		たかし	(男性)	再 任	取締役	11回／12回 (91%)
6	ば	ば	よし	こ	(女性)	再 任	取締役	12回／12回 (100%)

候補者番号	1	うえ ぐり 殖栗	みち ろう 道郎	再任	所有する当社の株式数	38,100株
					取締役在任年数	7年9か月*
※ 年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点						
		■ 取締役候補者とした理由 2017年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、総務部門、人事部門、事務部門、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役を務め、2021年4月からは当社の代表取締役社長、株式会社第四北越銀行の取締役頭取（代表取締役）として、当社グループ中期経営計画の策定・実行を統括し、企業価値を着実に向上させるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。				
生年月日						
1962年12月24日（満63歳）*						

■ 略歴、地位及び担当			
1986年4月	株式会社第四銀行 入行	2018年10月	当社 取締役
2008年4月	同 柏崎南支店長	2021年4月	当社 代表取締役社長
2012年6月	同 総合企画部長		株式会社第四北越銀行
2015年6月	同 東京支店長兼東京事務所長		取締役頭取（代表取締役）
2016年6月	同 執行役員東京支店長 兼東京事務所長	2024年6月	当社 代表取締役社長
2017年4月	同 執行役員グループ戦略企画部長		取締役会議長 統括・監査部担当 （現任）
2017年6月	同 取締役兼執行役員 グループ戦略企画部長		株式会社第四北越銀行
2018年6月	同 常務取締役		取締役頭取（代表取締役） 取締役会議長 統括・秘書室・監査部担当（現任）

■ 重要な兼職の状況	
株式会社第四北越銀行 取締役頭取（代表取締役）	
北陸瓦斯株式会社 社外取締役	
株式会社BSNメディアホールディングス 社外取締役	

候補者番号	2	たか はし 高橋	まこと 信	再任	所有する当社の株式数	40,400株
					取締役在任年数	7年9か月*
※ 年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点						
		■ 取締役候補者とした理由 2017年6月に株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、合併推進部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役を務め、2023年6月からは当社の代表取締役専務、株式会社第四北越銀行の専務取締役（代表取締役）として、環境変化に応じた適切なリスク管理態勢の構築を主導するなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。				
生年月日						
1962年2月23日（満64歳）*						

■ 略歴、地位及び担当			
1985年4月	株式会社北越銀行 入行	2023年6月	当社 代表取締役専務 リスク管理部 （現リスク管理部・コンプライアンス 統括部）・システム事務部門（現シス テム管理部・事務部門）担当（現任）
2009年7月	同 五泉支店長		株式会社第四北越銀行
2013年6月	同 融資部長		専務取締役（代表取締役） 事務本部長 事務統括部・システム部・事務サービ ス部・事務サポート部・リスク統括部 （現リスク管理部・コンプライアンス 統括部）担当（現任）
2015年6月	同 営業統括部長		
2017年6月	同 取締役総合企画部長		
2018年6月	同 常務取締役総合企画部長		
2018年10月	当社 取締役		
2021年1月	株式会社第四北越銀行 常務取締役 事務本部長		

■ 重要な兼職の状況	
株式会社第四北越銀行 専務取締役（代表取締役）	

株主総会参考書類

候補者
番号

3

しば た
柴田 憲

再任

所有する当社の株式数
取締役在任年数

28,900株
6年*



生年月日
1967年1月19日（満59歳）*

※ 年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

取締役候補者とした理由
2018年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、リスク管理部門、有価証券運用部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年6月から当社の取締役に務め、2023年6月からは株式会社第四北越銀行の専務取締役（代表取締役）として、2024年6月からは当社の代表取締役常務として、企業価値向上に向けた財務戦略や資本政策に加え、マーケットに応じた市場運用の高度化を主導するなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当

1989年4月 株式会社第四銀行入行
2011年2月 同 燕南支店長
2015年6月 同 総合企画部長
2018年6月 同 取締役兼執行役員総合企画部長
2018年10月 当社 経営企画部長
2020年6月 当社 取締役経営企画部長
株式会社第四銀行 常務取締役
総合企画部長

2021年1月 当社 取締役
株式会社第四北越銀行 常務取締役
2023年6月 株式会社第四北越銀行
専務取締役（代表取締役） 総合企画部・
東京事務所・市場運用部担当（現任）
2024年6月 当社 代表取締役常務 経営企画部・
グループ戦略推進部・市場運用部門担
当（現任）

重要な兼職の状況
株式会社第四北越銀行 専務取締役（代表取締役）

候補者
番号

4

まさ とし ゆき
牧 利幸

再任

所有する当社の株式数
取締役在任年数

11,800株
5年*



生年月日
1966年12月19日（満59歳）*

※ 年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

取締役候補者とした理由
2019年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年6月から当社の取締役地域創生推進本部長、2024年6月からは株式会社第四北越銀行の専務取締役（代表取締役）営業本部長（現地域創生事業本部長）として、地域創生に向けた活動全般を主導し、新潟県内での大型プロジェクト案件の創出にも積極的に関与するなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当

1990年4月 株式会社第四銀行入行
2015年6月 同 亀田支店長
2017年6月 同 三条支店長兼三条東支店長
2018年6月 同 執行役員
コンサルティング推進部長
2018年10月 当社 営業企画部長
2019年6月 株式会社第四銀行 取締役兼執行役員
コンサルティング推進部長
2019年6月 同 取締役兼執行役員営業本部長
2020年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生
推進本部長
2021年1月 株式会社第四北越銀行
専務執行役員営業本部長兼地方創生推
進本部長
2021年4月 当社 地域創生部長
2021年6月 同 取締役地域創生推進本部長兼地域
創生部長
株式会社第四北越銀行
常務取締役営業本部長

2023年6月 当社 取締役地域創生推進本部長
2024年6月 株式会社第四北越銀行
専務取締役（代表取締役）営業本部長
2024年7月 同 専務取締役（代表取締役）営業本
部長兼東京営業本部長 コンサルティ
ング事業部・事業開発企画部担当
2025年6月 当社 取締役地域創生戦略本部長、
地域創生戦略部担当（現任）
株式会社第四北越銀行
専務取締役（代表取締役）地域創生事
業本部長兼営業本部長兼東京営業本部
長、地域戦略部担当
2026年2月 同 専務取締役（代表取締役）地域創
生事業本部長、地域戦略部担当（現任）

重要な兼職の状況
株式会社第四北越銀行 専務取締役（代表取締役）

候補者 番 号	5	いし ざか 石坂	たかし 貴	再 任	所有する当社の株式数	10,400株
					取締役在任年数	3年*
			※ 年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点			
生年月日			■ 取締役候補者とした理由			
1964年 1月22日（満62歳）*			株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）で支店長を歴任後、ソリューション営業部長、執行役員営業統括部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年6月から当社の取締役地域創生推進本部副本部長、株式会社第四北越銀行の常務取締役営業本部（現地域創生事業本部）副本部長として、地域創生に向けた諸施策を主導し営業部門収益の増強につなげるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者となりました。			

略歴、地位及び担当					
1986年4月	株式会社北越銀行入行	2023年6月	当社	取締役地域創生推進本部副本部長兼地域創生部長	
2007年10月	同 吉田支店長		株式会社第四北越銀行	常務取締役営業本部副本部長兼事業開発企画部長	
2009年6月	同 一ノ木戸支店長	2024年6月	同	常務取締役営業本部副本部長	
2014年4月	同 新津支店長		同	コンサルティング事業部・事業開発企画部担当	
2017年4月	同 ソリューション営業部長	2025年6月	当社	取締役地域創生戦略本部副本部長、地域創生戦略部副担当（現任）	
2018年10月	当社 営業企画部担当部長		株式会社第四北越銀行	常務取締役営業本部副本部長兼東京営業本部副本部長、コンサルティング事業部・事業開発企画部担当	
2019年4月	株式会社北越銀行 営業統括部長	2026年2月	同	常務取締役地域創生事業本部副本部長、コンサルティング事業部・事業開発企画部担当（現任）	
2019年6月	同 執行役員営業統括部長				
2021年1月	株式会社第四北越銀行 執行役員営業本部副本部長兼地域創生部担当部長				
2021年6月	当社 地域創生推進本部副本部長兼地域創生部担当部長				
	株式会社第四北越銀行 執行役員営業本部副本部長兼事業開発企画部長				
2021年10月	第四北越キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役社長				

重要な兼職の状況		株式会社第四北越銀行 常務取締役			
----------	--	------------------	--	--	--

候補者 番 号	6	ばば 馬場	よしこ 佳子	再 任	所有する当社の株式数	4,884株
					取締役在任年数	2年*
			※ 年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点			
生年月日			■ 取締役候補者とした理由			
1969年4月1日（満57歳）*			株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）で支店長を務めた後、人事部副部長を経て、第四北越キャリアブリッジ株式会社の立ち上げから軌道に乗るまで代表取締役社長として手腕を発揮するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年6月から同行の取締役南新潟支店長、現在は取締役人事部長として、2024年6月からは当社の取締役、現在は取締役人的資本戦略部長兼DE&I推進室長として、人的資本価値向上に向けた取り組みを主導するなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断するほか、社内取締役唯一の女性取締役として当社グループの経営に多様性をもたらす人物であると判断し、取締役候補者いたしました。			

略歴、地位及び担当					
1991年4月	株式会社第四銀行入行	2024年6月	当社	取締役	
2016年2月	同 稲田支店長	2025年6月	当社	取締役人的資本戦略部長	
2019年5月	第四北越キャリアブリッジ株式会社 代表取締役社長		株式会社第四北越銀行	取締役人事部長（現任）	
2022年6月	株式会社第四北越銀行 執行役員	2026年3月	当社	取締役人的資本戦略部長兼DE&I推進室長（現任）	
2023年6月	同 取締役南新潟支店長				

重要な兼職の状況		株式会社第四北越銀行 取締役			
----------	--	----------------	--	--	--

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、グループ会社の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及びグループ会社の被保険者数に応じて、当社及びグループ会社が全額負担しております。本議案が原案通り承認可決されますと、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名のうち、松本和明、白井正、菊池弘之、佐藤明の4氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役5名及び代表取締役1名の合計6名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、第1号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」及び本議案が原案通り承認可決されますと、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員は5名となり、引き続き当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名				(性別)		当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第8期)
1	まつ 松	もと 本	かず 和	あき 明	(男性)	再 任	取締役（監査等委員） （社外取締役）	12回／12回 （100%）
2	しら 白	い 井		ただし 正	(男性)	再 任	取締役（監査等委員） （社外取締役）	12回／12回 （100%）
3	きく 菊	ち 池	ひろ 弘	ゆき 之	(男性)	再 任	取締役（監査等委員） （社外取締役）	12回／12回 （100%）
4	さ 佐	とう 藤		あきら 明	(男性)	再 任	取締役（監査等委員） （社外取締役）	11回／12回 （91%）

候補者
番 号

1

まつ もと

松本

かず あき

和明

再 任

独 立

所有する当社の株式数

1,600株

取締役（監査等委員）在任年数

7年9か月*

※年齢及び取締役（監査等委員）在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年10月の当社設立時より監査等委員である社外取締役として、大学教授としての経営学や経営理論に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

生年月日

1970年11月4日（満55歳）*



略歴、地位及び担当		2011年4月 明治大学大学院経営学研究科 兼任講師（現任） 2012年4月 長岡大学経済経営学部 人間経営学科 教授 2017年4月 長岡大学経済経営学部 経済経営学科 教授 2018年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年4月 京都産業大学経営学部 マネジメント学科 教授（現任）				
重要な兼職の状況		京都産業大学経営学部マネジメント学科 教授				
独立性について		松本和明氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記14頁<ご参考1>を参照願います）を充足しております。 同氏は現在、京都産業大学経営学部教授として教鞭を執っておりますが、同大学は当社グループ会社との間に取引はございません。				

候補者
番 号

2

しらい
白井

ただし
正

再 任

独立

所有する当社の株式数

6,000株

取締役（監査等委員）在任年数

4年*



生年月日

1957年1月18日（満69歳）*

※年齢及び取締役（監査等委員）在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2022年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、公認会計士及び情報処理システム監査技術者として長年にわたり企業の会計監査やシステムコンサルティング業務に携わった豊富な経験と幅広い知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

略歴、地位及び担当		1981年9月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1984年4月 公認会計士登録 1993年6月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2015年10月 同 評議員・監査委員会委員長 2020年10月 かなで監査法人 監事 2022年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年10月 かなで監査法人 パートナー（現任）				
重要な兼職の状況		かなで監査法人 パートナー				
独立性について		白井正氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記14頁<ご参考1>を参照願います）を充足しております。 同氏は現在、かなで監査法人のパートナーを務めておりますが、同監査法人と当社グループ会社との間に取引はございません。 また、過去に有限責任監査法人トーマツに勤務しておりましたが、2020年9月に同監査法人を退職しております。 なお、同監査法人と当社グループ会社との間における2025年度の取引額は、同監査法人売上高及び当社連結業務粗利益の1％未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。				

候補者 番号	3	きく ち 菊池	ひろ ゆき 弘之	再任 独立	所有する当社の株式数 取締役（監査等委員）在任年数	800株 4年*
生年月日		1965年1月6日（満61歳）*				

※年齢及び取締役（監査等委員）在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2022年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、弁護士としての長年にわたる職歴を通じた法律に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 略歴、地位及び担当

1996年4月	弁護士登録（新潟県弁護士会所属）	2016年8月	新潟県弁護士会 会長
2004年6月	榎谷小路法律特許税務事務所 所長（現任）		関東弁護士連合会 常務理事
2005年4月	弁理士登録	2022年6月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2006年4月	税理士登録		

■ 重要な兼職の状況

榎谷小路法律特許税務事務所 所長

■ 独立性について

菊池弘之氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記14頁＜ご参考1＞を参照願います）を充足しております。

同氏は現在、榎谷小路法律特許税務事務所の所長を務めておりますが、同氏及び同事務所は当社グループ会社から金銭その他の財産上の利益を得ておりません。

候補者 番号	4	さ とう 佐藤	あきら 明	再任 独立	所有する当社の株式数 取締役（監査等委員）在任年数	0株 2年*
生年月日		1958年1月4日（満68歳）*				

※年齢及び取締役（監査等委員）在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2022年3月より公共性・倫理性の高い報道機関の代表取締役社長を務める等、会社経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としていたしました。

■ 略歴、地位及び担当

1981年4月	株式会社新潟日報社入社	2022年3月	同 代表取締役社長（現任）
2016年3月	同 取締役	2022年6月	株式会社新潟放送（現株式会社BSNメディアホールディングス）社外取締役（現任）
2018年3月	同 常務取締役		
2020年3月	同 専務取締役	2024年6月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社新潟日報社 代表取締役社長
株式会社BSNメディアホールディングス 社外取締役

■ 独立性について

佐藤明氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記14頁＜ご参考1＞を参照願います）を充足しております。

同氏は現在、株式会社新潟日報社の代表取締役社長を務めておりますが、同社と当社グループ会社との間における2025年度の取引額は、同社売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えてるものではありません。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本和明、白井正、菊池弘之及び佐藤明の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は松本和明、白井正、菊池弘之及び佐藤明の4氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。4氏の再任が承認可決された場合には、当社は4氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
- 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、グループ会社の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及びグループ会社の被保険者数に応じて、当社及びグループ会社が全額負担しております。本議案が原案通り承認可決されますと、各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は松本和明、白井正、菊池弘之及び佐藤明の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、4氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

以上

＜ご参考１＞

社外取締役候補者の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしております。

【独立性判断基準】

当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近^{*1}において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な^{*2}取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な^{*2}取引先、またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に、多額^{*3}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
- (4) 当社グループから多額^{*3}の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当社グループの主要株主^{*4}、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者^{*5}は除く）の近親者^{*6}
 - A：上記（1）～（5）に該当する者
 - B：当社グループの子会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※ 1 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※ 2 「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※ 3 「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

※ 4 「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

※ 5 「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

※ 6 「近親者」の定義

配偶者及び二親等内の親族

＜ご参考２＞

- ・当社は取締役会が備えるべき知識・経験・能力として、一般企業に共通する９項目に、地域金融グループである当社特有の３項目を加えた１２項目を特定しております。

	備えるべき知識・経験・能力
一般企業共通	①企業経営、②経営戦略・サステナビリティ、③リスク管理、④人事管理、⑤営業、⑥経営理論、⑦財務会計、⑧法律、⑨ＩＴ・システム
地域金融グループ特有	⑩企業審査、⑪市場運用、⑫システム事務

- ・社内取締役候補者が経験を有する分野及び当社が社外取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下の通りであり、当社が経営理念を実践し、中期経営計画を実現するために必要なスキルを取締役会全体として確保しております。

氏 名		社内取締役候補者が 経験（担当役員、所管部長またはグループ会社社長）を有する分野							当社が社外取締役（候補者） に特に期待する分野				
		②	③	④	⑤	⑩	⑪	⑫	①	⑥	⑦	⑧	⑨
		経営 戦略・ サステナ ビリティ	リスク 管理	人事 管理	営業	企業 審査	市場 運用	システム 事務	企業 経営	経営 理論	財務 会計	法律	ＩＴ・ システム
監査等委員でない取締役	殖 栗 道 郎 再任	●		●	●			●					
	高 橋 信 再任	●	●		●	●		●					
	柴 田 憲 再任	●	●				●						
	牧 利 幸 再任				●								
	石 坂 貴 再任				●								
	馬 場 佳 子 再任			●									
監査等委員である取締役	保 坂 成 仁				●								
	松 本 和 明 再任 社外									●			
	白 井 正 再任 社外										●		●
	菊 池 弘 之 再任 社外											●	
	佐 藤 明 再任 社外								●				
	栗 原 美 樹 社外								●				

- (注) 1. 社外表示は、社外取締役かつ株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
 2. 上記一覧表は社外取締役が有する全ての知見を表すものではありません。
 3. 保坂成仁、栗原美樹の両氏は現任の監査等委員である取締役です。

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社並びに株式会社第四北越銀行（以下、「第四北越銀行」といいます。）をはじめとした連結子会社14社、合計15社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、システム関連業務、人材紹介業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスをご提供しております。

金融経済環境

国内経済

2025年度の国内経済を顧みますと、米国の通商政策の影響が残るものの、企業収益には改善の動きがみられ、個人消費も雇用・所得環境の改善などを背景に持ち直しの動きとなるなど、全体として緩やかな回復となりました。

地域経済

当社グループの主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましては、原材料高の影響などを受けつつも、企業収益及び雇用・所得環境は改善の動きとなり、個人消費も一部に弱い動きがみられたものの回復するなど、全体として持ち直しの動きとなりました。

金融情勢

為替相場は、年度初に1ドル＝149円で始まったのち、トランプ政権による大規模な相互関税が発表されると投資家のリスク回避姿勢が強まり、一時1ドル＝140円を割り込む水準まで円高が進行しましたが、その後は、関税交渉の進展により世界的な景気減速懸念が和らぎ円安に転じました。10月の高市政権誕生後、財政に関する見通しなどを背景に1ドル＝159円台まで円安が進み、さらに2月末からの中東情勢の緊迫化により3月には1ドル＝160円台を付ける場面もありましたが、為替介入に対する警戒感もあり、年度末は1ドル＝158円台となりました。

株式相場は、日経平均株価が年度初に35,000円台で始まったのち、トランプ政権の相互関税による世界的な景気減速懸念の強まりから、一時31,000円を割り込みましたが、各国による関税交渉の進展を受け、6月には40,000円台を回復しました。その後、高市新政権による経済政策への期待などから、10月には終値ベースで史上最高値となる50,512円を記録し、さらに2月の衆院選で自民党が大勝したことを受け、58,850円まで上昇しました。その後は、中東情勢の緊迫化を背景に反落し、年度末には51,000円台となりました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、年度初の1.4%台から、相互関税の影響などを背景に株価が急落し、一時1.1%台に低下しましたが、日本銀行が金融政策の正常化を進めるなかで上昇基調をたどり、12月には2.0%に達しました。その後も中東情勢を背景としたインフレ懸念の高まりから金利は上昇し、年度末には2.3%台となりました。

事業の経過及び成果

当社グループでは、第三次中期経営計画（2024年4月～2027年3月）の最重要経営課題（「財務的課題」と「環境・社会課題」）の解決に向けて、4つの基本戦略などにグループ役職員が一丸となって取り組み、地域社会の持続的な成長と当社グループの企業価値向上に向けた取り組みを推し進めてまいりました。

当期（2025年4月～2026年3月）に取り組んでまいりました主な施策は以下の通りであります。

<第三次中期経営計画における最重要経営課題（マテリアリティ）>



<第三次中期経営計画における基本戦略>

基本戦略Ⅰ	グループ総合力の発揮
基本戦略Ⅱ	生産性向上の追求
基本戦略Ⅲ	人的資本価値の向上
基本戦略Ⅳ	リスクマネジメントの深化
(全戦略共通のテーマ)	T S U B A S A アライアンス*の深化

※ 株式会社第四北越銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行、株式会社群馬銀行の10行が参加する地方銀行による広域連携の枠組み。

基本戦略Ⅰ グループ総合力の発揮

中東情勢の緊迫化に伴う特別相談窓口の設置

第四北越銀行では、社会・経済情勢の変化により影響を受ける事業者さまを支援するため、資金繰り支援や経営相談など、きめ細かなご支援に取り組んでおります。

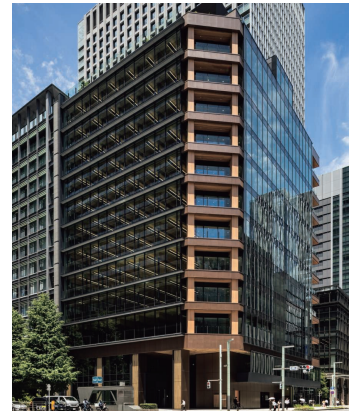
2026年3月には、中東情勢の緊迫化に伴い、直接的、間接的に事業に影響を受ける事業者さまへのご支援として、「中東情勢関連特別相談窓口」を全店に設置し、「中東情勢関連特別融資」の取り扱いを開始しております。引き続き、事業継続に必要な資金、各種貸出の返済条件の見直しなどのご相談に応じてまいります。

地域経済の成長に資する国内外連携の強化

当社では、グループのネットワークを最大限活用し、お客さま、行政、国内外の大手企業、外部専門家、各界で活躍する著名人などの関係者の皆さまとタイアップしながら、地域経済圏（エコシステム）の総合プロデューサーとしての機能を担い、地域の持続的な好循環を実現させるための取り組みを推し進めております。

2025年6月には、地域創生の一層の推進に向けた体制を強化するため、地域創生案件などに集中的に取り組む部署として、当社に「地域創生戦略本部」と「地域創生戦略部」を、第四北越銀行に「地域戦略部」を設置いたしました。

また、2025年11月に、新潟県内のお客さまと国内外の情報・ネットワークをつなぐ地域創生に向けた戦略拠点として「東京ヘッドオフィス」を第四北越銀行東京営業部建物内に開設いたしました。同拠点を中心に、営業店・本部・グループ各社が組織横断的に連携することで、コンサルティング機能の一層の強化を図り、グループシナジーを最大限発揮してまいります。今後も、TSUBASAアライアンスの連携や県内外連携の強化による地域創生に向けた取り組みを加速させてまいります。



▲東京ヘッドオフィス
(第一生命京橋キノテラス6階)

「にいがたサステナブル地域創生投資事業有限責任組合」の設立

2025年7月、第四北越銀行と第四北越キャピタルパートナーズは、新潟県などと共同で「にいがたサステナブル地域創生投資事業有限責任組合」を設立いたしました。

本ファンドは、新潟県の課題解決と地域活性化に不可欠な「観光」「脱炭素・エネルギー」「健康・医療」「インフラ」「農業」関連事業への投資を通じて、新潟県の持続的な経済成長と地域の面的活性化を支援してまいります。

地域商社「ブリッジにいがた」による事業領域の拡大

地域商社のブリッジにいがたでは、地域貢献を目的に「販路開拓」や「観光振興」などの支援事業に積極的に取り組んでおります。

<新ブランドロゴ>

2025年5月に、新潟県内の特産品や農作物等のブランディングに向けて、プライベートブランド「美四季（うつくしき）」を新たに立ち上げ、米や枝豆などの生産・販売を開始したほか、新潟県産品の海外への輸出などに取り組んでおります。



2026年3月には、広範なネットワークを有する新潟県商工会連合会と連携協定を締結し、地域企業の販路開拓のご支援に注力しております。

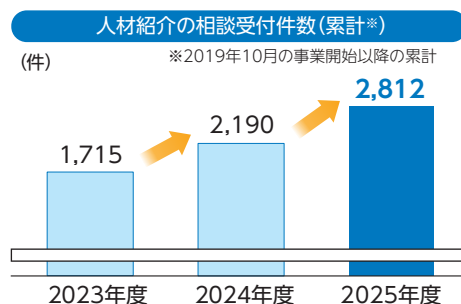
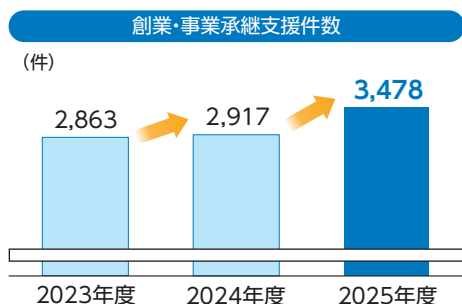
また、新たな事業として、2026年3月に、カーボンクレジット等の環境価値関連の商品・サービスを取り扱う「環境ビジネス」を開始したほか、2026年4月からは、地域活性化に向けた観光振興への一層の貢献を目的に「旅行業」を開始しております。

お取引先企業の創業や事業承継、人材に関する課題解決へのご支援

当社グループでは、経営者の皆さまが抱える創業や事業承継、人材面での課題をはじめ、多様化・複雑化する経営課題の解決に向けて、グループ一体でのご支援を実践しております。

創業・事業承継に関しては、第四北越キャピタルパートナーズによる出資を通じたご支援を含め、2025年度の創業・事業承継支援件数は3,478件にのぼっております。

また、人材面でのご支援では、第四北越キャリアブリッジにおける人材紹介の相談受付件数は2025年度までの累計で2,812件と、順調に増加しております。

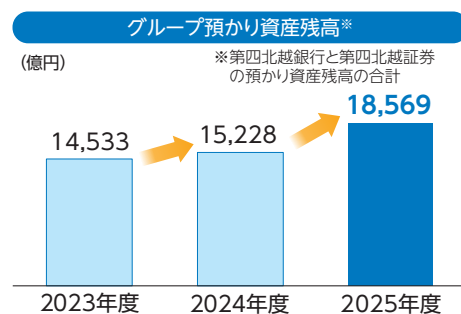


資産運用・資産承継コンサルティングの強化

当社グループでは、お客さま本位の業務運営のもと、お客さまの資産運用・資産承継に関する多様なニーズにお応えするコンサルティングを実践しております。

商品・サービスの拡充では、2025年7月に、第四北越証券で自社専用の投資信託「にいがた未来応援アジア・パシフィック株式ファンド（愛称:オリエンタルにいがた）」の新規取り扱いを開始したほか、2025年11月には、第四北越銀行で投資一任サービス「第四北越ファンドラップ」の取り扱いを開始いたしました。

2025年度の「グループ預かり資産残高」は、前年から3,300億円以上増加し、1兆8,569億円となりました。



基本戦略Ⅱ 生産性向上の追求

D X（デジタル・トランスフォーメーション）への取り組み強化

当社グループでは、D Xへの取り組みとして、お客さま起点でのグループコンサルティング営業を通じて、お客さまの利便性向上や生産性向上に資する施策を推し進めており、当社グループの「デジタル顧客数※1」は54万先を超えております。

今後も、デジタル技術の進展や社会環境の変化を的確に捉えながら、付加価値の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

<主な取り組み>

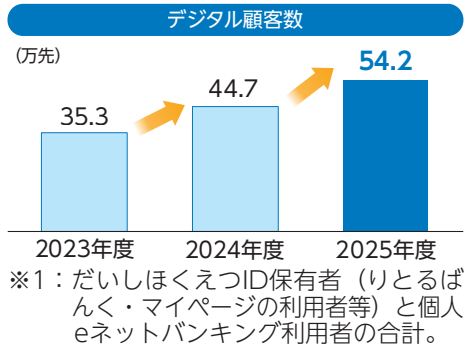
● 個人のお客さま

2026年3月、スマートフォン向けアプリ「第四北越りとりばんく」に、「定期預金の口座開設・預入・解約」及び「ローンの一部繰上返済・固定金利再選択」等のお取り扱いが可能となる機能拡充を実施いたしました。

● 法人のお客さま

事業者向けポータルサイト「CONNECT-BIZ※2」の機能改善に継続して取り組んでいるほか、2026年4月には、事業性証書貸付の新規契約において、紙の契約書への記入・押印に代わり、電子化された契約書に電子署名を行うことで契約手続きが完了する「電子契約サービス」の取り扱いを開始いたしました。

※2：社内掲示板やグループメッセージ、安否確認等の基本サービスに加え、オプションサービスとして資金管理機能等を備えた、法人・個人事業主のお客さま向けのポータルサイト。



A I の戦略的活用に向けた取り組み推進

当社グループでは、2026年2月に第四北越銀行総合企画部内に立ち上げた「A I 推進企画室」を中心に、A I の戦略的活用に向けた取り組みを組織横断的に推進しております。

A I の戦略的活用にあたっては、汎用性などに優れた外部サービス（SaaS※）と、当社グループの業務特性に応じた内製開発を組み合わせることで、効果的かつ持続可能な環境を整備する方針としております。

サイバーセキュリティや情報管理、法令遵守等のガバナンス態勢の強化も同時に進めながら、競争優位の確立に向けたA I の実装を加速させてまいります。

※SaaS（Software as a Service）

ソフトウェアを自社でインストールせず、インターネット経由で利用するサービス形態のこと。

<主な取り組み>

2025年6月	株式会社新潟日報生成A I 研究所との連携協定の締結
10月	生成A I を用いた「FAQ検索システム」の導入
12月	「対話型生成A I」の導入
2026年2月	第四北越銀行総合企画部内に「A I 推進企画室」を新設
4月	「A I ポリシー」「A I 管理規則」の制定（群馬銀行との共同）

お取引先の生産性向上に向けたDXへのご支援

働き方改革の進展や人手不足の深刻化が加速するなか、経営者の皆さまにとって生産性の向上は従来にも増して喫緊の経営課題となっております。

当社グループでは、第四北越銀行と第四北越ＩＴソリューションズが緊密に連携し、お客さまのDX推進の構想策定からシステム導入、運用定着までを一気通貫で伴走支援する態勢を構築しております。

2024年4月より提供している「DX宣言策定支援サービス」では、お客さまが中長期的に目指したい姿や取り組み課題の整理・可視化を行っており、支援件数は130件にのぼっております。

「DX宣言策定支援サービス」
支援件数

130件

(2024/4以降の累計)

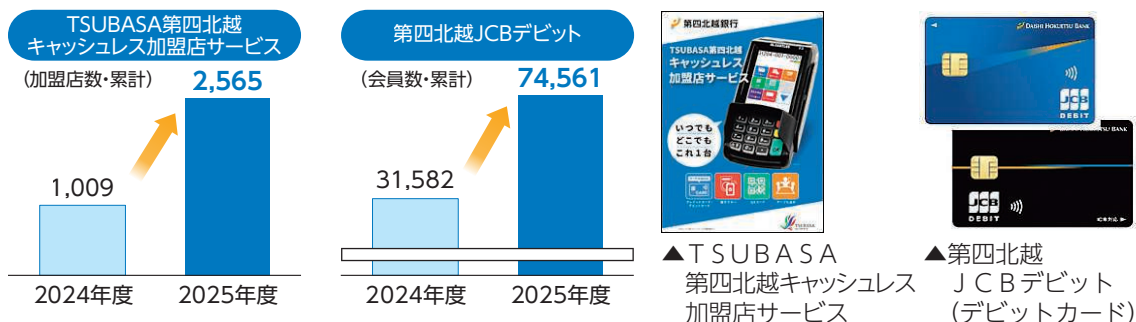
また、2026年4月から、お客さまの給与計算業務等のバックオフィス業務を受託する第四北越BPO※サービス「給与まるとアウトソース」の試行を開始いたしました。

当社グループは、今後も、地域全体のDX化をグループ一体となって推進し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

※BPO（Business Process Outsourcing）：企業の業務プロセスの一部を外部企業へ委託すること。

地域のキャッシュレス化の促進

当社グループでは、地域のキャッシュレス化を積極的に推進しています。第四北越銀行で取り扱っている「TSUBASA第四北越キャッシュレス加盟店サービス」や「第四北越JCBデビット」の取り扱い件数は、いずれも順調に増加しております。

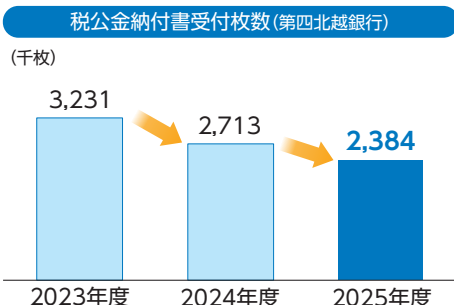


「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクト」の推進

第四北越銀行では、2024年10月に新潟税務署や新潟県納税貯蓄組合総連合会をはじめとする関係団体・金融機関と連名で発信した「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」に基づき、国税等のキャッシュレス納付の普及に取り組んでおります。

新潟県内金融機関が連携し、これまで、各金融機関にデジタル化サポーターを配置したほか、ダイレクト納付に関するリーフレット等の配布を進めております。また、2025年9月からは、毎月10日を「キャッシュレス納付推進強化デー」と定め、普及活動を一層強化しております。

今後も県内金融機関と共同で取り組みが可能な領域について連携を深め、お客さまの利便性や生産性の向上に向けたサービスの提供に努めてまいります。



基本戦略Ⅲ 人的資本価値の向上

グループ総合力を最大化する人財マネジメントの実践

当社グループでは、社長を委員長とする「人的資本価値向上委員会」において、グループ全体で人的資本価値を高めていくための各種施策を組織横断的に審議し、実行する態勢としております。

＜主な取り組み＞

2025年 4月	「ビジネスカジュアル」の導入
	「キャリアサポートシステム ^{※1} 」をグループ全社に拡大
	「リファラル採用 ^{※2} 」制度を導入
6月	社外からの女性取締役の就任（社内女性取締役とあわせて合計2名）
8月	「アルムナイネットワーク ^{※3} 」の運用開始
10月	「エキスパート（専門人財役職）制度」の拡充
2026年 3月	「FGジョブトライアル制度 ^{※4} 」の新設

※1：人材情報・データを一元化・可視化・共有化する情報基盤システム。

※2：自社をよく知る社員が、自社にマッチする人材を紹介する、社員の人脈を活用した採用手法。

※3：当行を退職した元従業員と持続的な関係を構築するネットワーク。

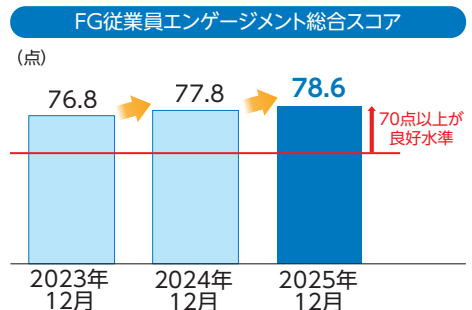
※4：所属部店にしながら本部や当社グループ各社の業務が体験できる制度。

また、当社グループでは、経営理念や中期経営計画の更なる浸透に向けて、社長による管理職や若手職員向けの説明会に加え、役員と職員との対話交流会も定期的に開催しております。当社グループ職員の「エンゲージメント総合スコア^{※5}」は、毎年着実に向上しており、外部専門機関から良好な水準と評価を受けております。

※5：従業員意識調査結果により「働きがい」「貢献意欲」「成長意欲」等の職員モチベーションや企業への帰属意識を数値化した指標



▲社長による若手職員向け説明会



女性活躍推進・多様性の確保

当社グループでは、女性活躍の推進に向けて、「女性活躍推進プログラム」や次世代の経営を担う女性リーダーの育成を目指す「女性取締役育成プログラム」などの各種育成プログラムに継続して取り組んでおります。

これらの取り組みなどを通じて、当社グループでは、社長や部長、支店長に女性32名が就任するなど、多様性の確保に向けた取り組みは着実に進んでおります。



▲「女性活躍推進プログラム」の様子

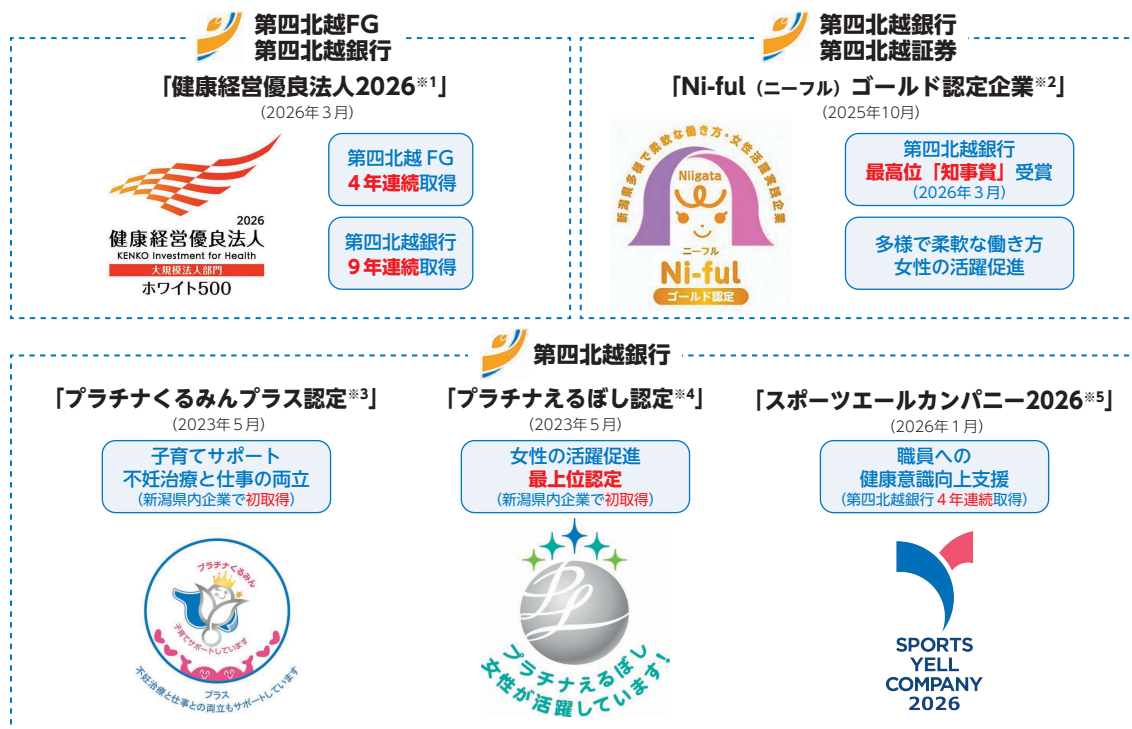
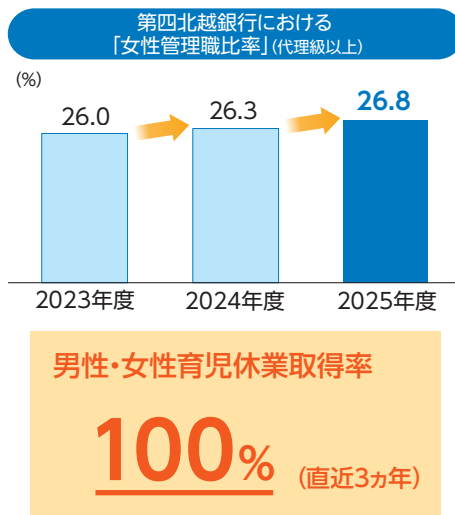
健康経営態勢の強化及び育児・介護と仕事を両立できる職場環境の整備

当社グループでは、従業員が健康で安心して働き、能力を最大限発揮することで、働きがいや幸福感を実感できる職場環境づくりを目指しています。これまでの取り組みは、国などの各種認定制度で高い評価を受けております。

第四北越銀行では、2023年5月に、女性活躍推進に関する最上位認定である「プラチナえるぼし」、子育てサポートや不妊治療と仕事の両立に関する認定である「プラチナくるみんプラス」を取得しております。

また、2026年3月には、経済産業省などが主催する「健康経営優良法人2026（大規模法人部門「ホワイト500」）」において、当社が4年連続、第四北越銀行が9年連続で認定されました。

なお、2025年10月、第四北越銀行と第四北越証券は、新潟県の「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）」において、ゴールド認定を取得し、2026年3月には第四北越銀行が同制度で最高位となる「知事賞」を受賞しております。



※1：経済産業省及び日本健康会議が主催する職員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組む「健康経営」について、優良な取り組みを実践する企業を表彰する制度。大規模法人部門のなかで健康経営度調査の結果における上位500社が「ホワイト500」として認定される。

※2：多様な人材が柔軟に働き、誰もが充実した人生を送ることができる社会を目指し、「仕事と家庭」「女性活躍推進」などに積極的に取り組む県内企業を、新潟県が認定し、その取り組みを支援することを目的に創設された制度。「ゴールド認定」は、本制度において、特に優れた取り組みを実践している企業に与えられる。

※3：次世代育成支援対策推進法に基づき子育てサポート企業として「くるみん」認定を受けた企業のなかで、より高い水準の取り組みを行った企業が「プラチナくるみん」として認定され、更に、不妊治療と仕事の両立にも積極的に取り組み、一定の要件を満たした企業が「プラチナくるみんプラス」として認定される。

※4：女性活躍推進法に基づき女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業として「えるぼし」認定を受けた企業のなかで、行動計画の目標達成や取り組みの実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした企業が「プラチナえるぼし」として認定される。

※5：スポーツ庁が従業員の健康増進に向けてスポーツ活動の支援や促進に向けた取り組みを積極的に実施している企業を認定する制度。

基本戦略Ⅳ リスクマネジメントの深化

内部統制システムの強化

当社は、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保する体制」を整備するため、取締役会決議により「内部統制基本方針」を定め、経営環境の変化に適切に対応するための内部統制システムの強化・充実に取り組んでおります。

コーポレートガバナンスの高度化

当社は、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題とし、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めております。また、取締役の選解任や報酬、後継者計画等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的とした「指名・報酬委員会」を設置しております。

このほか、社外取締役とグループ会社社長による情報交換会を定期的に開催するなど、ガバナンス態勢の高度化に積極的に取り組んでおります。

※当社のガバナンス体制については、32頁<ご参考>に記載しております。

内部管理態勢

当社及び第四北越銀行は、金融庁の承認を受けて、2025年3月期からの自己資本比率の算定における信用リスクの計測手法を、これまでの「標準的手法」から「基礎的内部格付手法^{※1}」に変更いたしました。また、2026年4月より、企業価値向上に向けた収益管理態勢の強化として、RORA^{※2}を活用した採算管理手法を第四北越銀行で導入いたしました。

今後も、精緻なリスク管理と最適なリスクテイクを通じた資産の積上げにより健全な与信ポートフォリオを構築し、経営の健全性及び収益性の向上を図るとともに、地域における金融・情報仲介機能を積極的に発揮することにより、地域経済の活性化に貢献してまいります。

※1：銀行内部の信用格付を用いて貸出資産等の信用リスクを計測することで、より適切にリスク量を自己資本比率に反映させる手法。

※2：RORA (Return on Risk Assets)

リスクアセット対比収益率。投融資から得られる収益をリスクアセットで除して算出する。

サイバーセキュリティ対策の強化

当社では、複雑化・高度化しているサイバー攻撃等に対応するため、「ITリスク管理委員会」を毎月開催しているほか、グループ会社を対象にサイバーセキュリティ強化に向けた訓練を定期的に実施するなど、サイバーセキュリティ強化に取り組んでおります。

また、2018年2月に第四北越銀行が発起人となり設置した「新潟県金融機関サイバーセキュリティ情報連絡会」を定期的に開催し、新潟県内に本店を置く全ての金融機関が連携して、お客さまへの安心・安全なサービスのご提供と信頼性の確保に努めております。

マネー・ローンダリング[※]防止等

当社グループでは、国内外で取り組みの重要性が増しているマネー・ローンダリング[※]及びテロ資金供与防止に向け、T S U B A S A アライアンス参加行とも連携しながら、官民一体で態勢の整備を進めております。

2025年5月より、第四北越銀行において、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社野村総合研究所とともに設立した「T S U B A S A - A M L センター株式会社」へ取引モニタリング業務の委託を開始するなど、リスク管理態勢の高度化・効率化に取り組んでおります。

※犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為のこと。

全戦略共通のテーマ T S U B A S Aアライアンスの深化

「T S U B A S Aアライアンス」

第四北越銀行を含む地方銀行10行が参加する広域連携の枠組み「T S U B A S Aアライアンス」は、2025年10月に発足10周年を迎えました。「地域とともに未来へはばたく」を共通のスローガンに、地方銀行最大規模のネットワークとスケールメリットを活かして、トプライン向上やコスト削減、さらにはA Iなどのデジタル活用、人的資本やリスク管理など、多岐にわたる分野で連携を深めております。



現在、本アライアンスでは、口座振替や振込、相続手続きなどのバックオフィス業務を共同化する「T S U B A S A共同事務センター構想」の検討を開始しており、2026年7月に共同出資による新会社を設立する予定で準備を進めております。

第四北越銀行における本アライアンスでのシナジー効果額は、2015年10月から2026年3月までの累計で200億円を突破し、203億円にのぼっております。引き続き、本アライアンスを「イノベーション加速のメインエンジン」として最大限活用してまいります。

「群馬・第四北越アライアンス」

第四北越銀行と株式会社群馬銀行との連携協定である「群馬・第四北越アライアンス」では、営業エリアが隣接する地理的特性を活かし、「地域への更なる貢献」と「企業価値の持続的向上」の実現に向けて、さまざまな分野での連携施策に取り組んでおります。



群馬・第四北越 アライアンス

2025年7月には、両行合同で地域振興などにお役立て頂くことを目的に、新潟県と群馬県へそれぞれ3千万円の寄付をいたしました。

このほか、地域創生私募債の共同企画やキャッシュレス促進に向けたクレジットカードの共同キャンペーンなどに加え、合同研修会やトレーニーの相互派遣、スポーツ観戦イベントなどを通じた人材交流など、あらゆる分野で連携を深めてきております。

両行合算の本アライアンスのシナジー効果額は、2026年3月までの累計で166億円にのぼっており、当初計画（2022年度からの5年間累計で80億円）を大幅に上回って進捗しております。

※当社と株式会社群馬銀行との経営統合に関する詳細は36ページに記載しております。



▲共同企画「地方創生私募債」



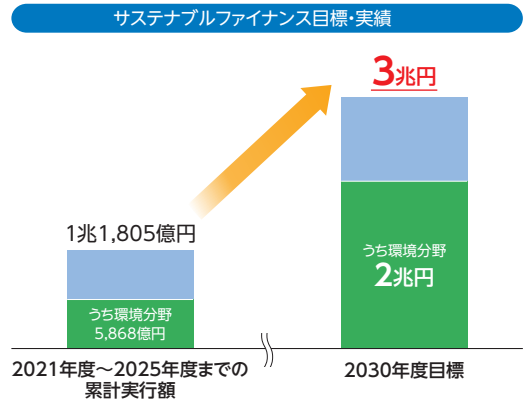
▲群馬県渋川市での合同研修会(地域活性化実践研修)の様子

サステナビリティへの取り組み

サステナブルファイナンス※を通じたお客さまへのご支援

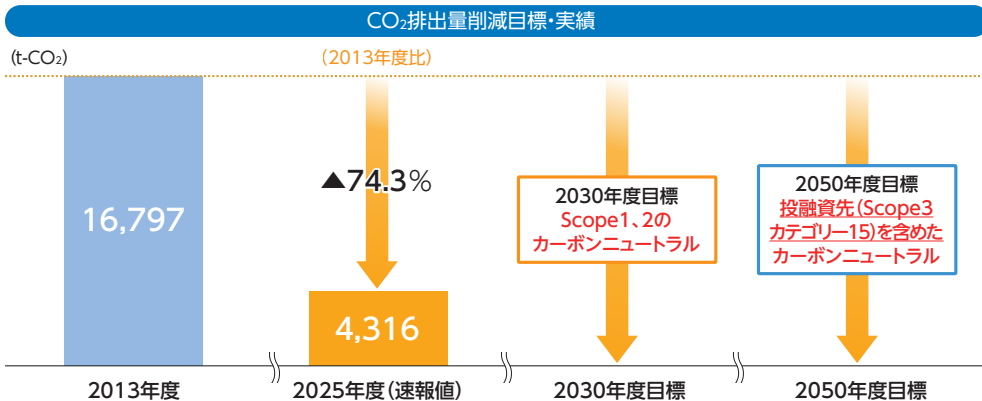
当社グループでは、お客さまのサステナビリティに関するさまざまなニーズにお応えするため、サステナブルファイナンスの商品ラインアップの拡充に取り組んでおります。法人・個人のお客さまから幅広くご利用いただいております。当社グループの「サステナブルファイナンス目標（2021年度～2030年度の累計実行額3兆円（うち環境分野2兆円））」に対する2025年度までの実績は1兆1,805億円となりました。

※ 環境課題や社会課題の解決に資する融資、投資(出資含む)、リース取引のこと。



CO₂排出量の削減

当社グループでは、「CO₂排出量削減目標」を掲げ、環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。2025年度のCO₂排出量削減率（Scope1、2^{※1}）は、2013年度比▲74.3%（速報値）となりました。引き続き、2030年度目標「Scope1、2のカーボンニュートラル^{※2}」及び2050年度目標「Scope3カテゴリー15^{※3}を含むカーボンニュートラル」の実現に向けて、省エネ設備の導入などによる自社のCO₂排出量削減の取り組みと、お客さまの脱炭素化に向けた各種ご支援にグループ一体で取り組んでまいります。



※1 Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出のこと。

Scope2：他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出のこと。

※2 CO₂の「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

※3 Scope3：自社事業の活動に関連する他社の排出を指し、カテゴリー15は投融資先の排出量を指す。

国際環境非営利団体「CDP[※]」で最高ランクの「Aリスト」に認定

当社グループでは、経営理念のもと、財務的課題と環境・社会課題の同時解決に向けたサステナビリティ経営の深化において、地域の脱炭素化を重要な使命として取り組んでおります。国際環境非営利団体「CDP[※]」による2025年気候変動調査では最高ランクの「Aリスト」に認定されました。今後も持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

※世界で唯一の独立した環境情報開示システムを運営する国際的な非営利団体。CDPは、企業の気候変動に関する目標設定や温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みなどを総合的に判断し、「A」から「D-」までの8段階で評価しています。



トピックス① 第三次中期経営計画

経営指標目標の上方修正

第三次中期経営計画最終年度となる2026年度の経営指標目標について、国内市場金利が前回目標修正時での水準よりも高く推移していることに加え、「基礎的内部格付手法」への変更に伴うリスクアセットの更なる積み上げや、有価証券ポートフォリオの見直しを通じた市場運用部門収益の改善、さらには非金利分野も含めて足下で第三次中期経営計画が順調に進捗していることなどを踏まえ、下表の通り上方修正いたしました。

全役職員の合言葉である「一志勇躍（いっしゅうやく）」のもと、引き続き、グループ一丸となって、第三次中期経営計画の目標達成に取り組んでまいります。

今回修正する 経営指標目標 (KPI)	第三次中期経営計画最終年度 2026年度 (2027/3期)					
	当初目標 (2024/4)	1回目 修正目標 (2024/11)	2回目 修正目標 (2025/3)	修正後目標 (2026/4公表)	当初目標比	2回目 修正目標比
連結当期純利益※1	270億円	350億円	400億円	500億円	+230億円	+100億円
連結OHR※2	61%台	57%台	54%台	50%台	▲11pt	▲4pt
連結ROE	5%以上	6.5%以上	7.5%以上	8.7%以上	+3.7pt	+1.2pt

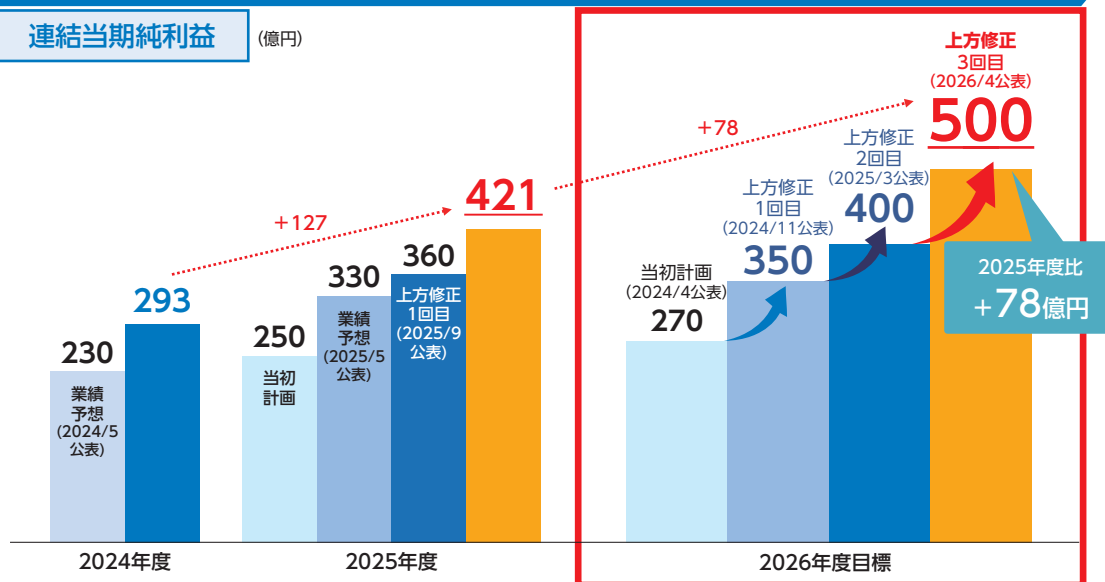
※1：親会社株主に帰属する当期純利益

※2：連結粗利益（国債等債券損益を除く）に対する連結営業経費の割合

第三次中期経営計画（2024年度～2026年度）

連結当期純利益

(億円)



トピックス② 株主還元の充実

株主還元方針

当社では、下記方針に基づく株主還元の充実により、企業価値の向上に取り組んでいます。

株主還元方針

当社は、金融グループの公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針といたします。

具体的には、1株当たり配当金は原則として累進的とし、配当性向は40%程度とします。自己株式の取得は業績や市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に実施します。

なお、当期純利益の増強を基本としてROE向上に取り組んでいく方針であり、早期に10%以上を達成のうえ、さらに高い水準を目指します。

期末配当の増配及び2027年3月期増配予想

2026年3月期の期末配当金は、株主還元方針に基づき、2025年9月に公表した1株当たり27円（予想）から9円増配し、36円といたしました。その結果、2026年3月期の年間配当金は、前期比19.33円（株式分割考慮後）増配となる1株当たり63円となり、当期業績に対する配当性向は40.0%となりました。

なお、2027年3月期の年間配当金につきましては、1株当たり76円（前期比13円増配）を予定しております。

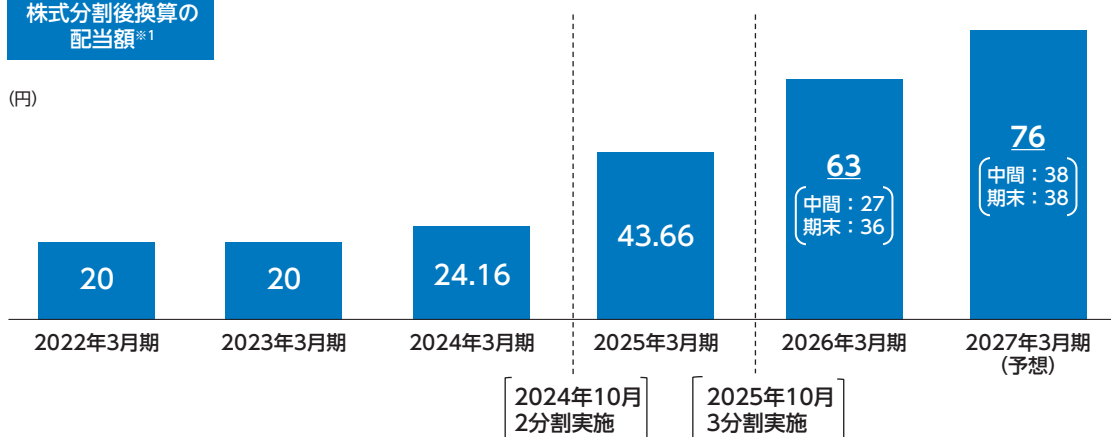
1株当たりの配当額（年額）

第二次中期経営計画

第三次中期経営計画

株式分割後換算の 配当額※1

（円）



※1：2024年10月1日、2025年10月1日に実施した株式分割を反映した後の配当額

トピックス③ 政策保有株式の更なる縮減

当社では、資本効率の更なる向上及び財務体質の強化を図るため、政策保有株式の縮減に取り組んでいます。

2026年3月期は、政策保有株式の簿価を▲36億円縮減（200億円の縮減目標に対し、2021年3月末から累計152億円縮減）いたしました。

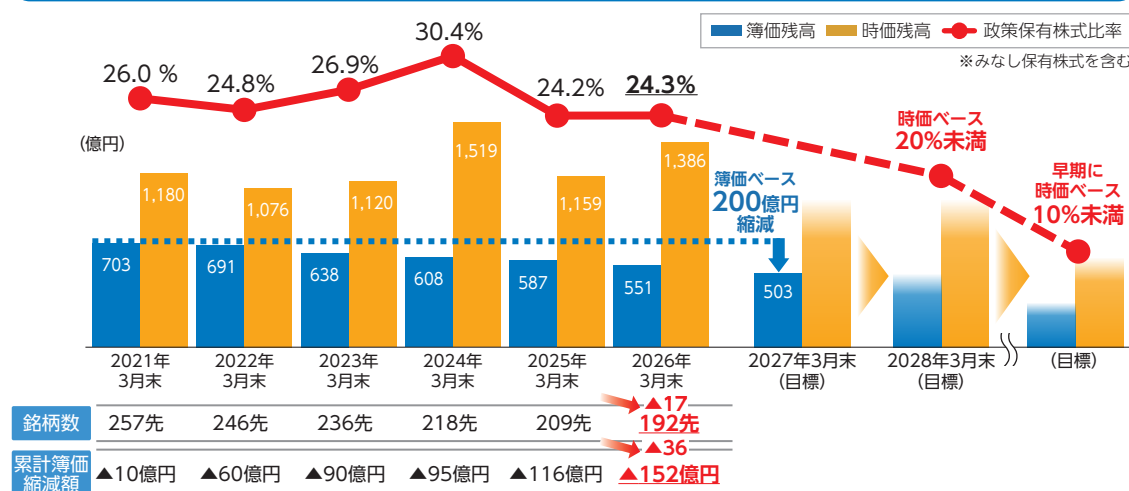
なお、更なる縮減に向け、政策保有株式の縮減目標を下記の通り上方修正いたしました。引き続き、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえた政策保有株式の縮減を進めてまいります。

政策保有株式の縮減目標

2020年度（第四北越銀行が合併により誕生した年度）から第三次中期経営計画の最終年度まで（2021年3月末～2027年3月末まで）に、第四北越銀行が保有する政策保有株式を200億円（簿価）縮減する。

2027年度まで（2028年3月末まで）に、みなし保有株式を含む政策保有株式（時価）の連結純資産に占める割合（政策保有株式比率）を20%未満とし、さらに早期に10%未満となるよう縮減に取り組む。

政策保有株式の推移



<政策保有株式に関する方針>（当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条）

当社及び第四北越銀行は、政策保有株式については、取引先及び当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を経たうえで、政策保有株式の縮減を進める。

個別の政策保有株式については、「政策保有株式の保有に係る基本方針等」を定め、リターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点、取引先と地域経済との関連性の観点及び業務提携等の事業戦略上の観点から定期的に取締役会にて検証し、保有の適否を総合的に判断する。

【参考】経営指標（K P I）の実績

第三次中期経営計画の「財務的課題」に関する経営指標（K P I）につきましては、コンサルティング機能の発揮に加え、国内市場金利の上昇などにより、貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したことなどから、連結当期純利益は前期比127億円増益の421億円となりました。収益力の強化などにより連結R O E も向上したほか、連結自己資本比率は基礎的内部格付手法への変更などにより前期比1.48ポイント上昇いたしました。

また、「環境・社会課題」に関する経営指標につきましても、各種取り組みの成果が実績として着実に現れております。

【財務的課題】に関する経営指標（K P I）			2025年3月期	2026年3月期
成長性	収益力の強化	連結当期純利益 ^{※1} （億円）	293	421
効率性	生産性の向上	連結O H R ^{※2} （%）	56.3	47.9
		連結R O E（%）	5.9	8.0
健全性	健全性の維持・向上	連結自己資本比率（%）	10.59	12.07

※1 親会社株主に帰属する当期純利益

※2 連結粗利益（国債等債券損益を除く）に対する連結営業経費の割合

【環境・社会課題】に関する経営指標（K P I）			2025年3月期	2026年3月期
E（環境） 地球環境問題への積極的な取り組み				
	CO ₂ 排出量削減率（2013年度比）（%）		▲67.3	（速報値）▲74.3
	サステナブルファイナンス実行額（2021年度以降の累計）（億円）		7,696	11,805
S（社会） 地域・お客さまの課題解決を通じた地域経済・社会の活性化				
	創業・事業承継支援件数（件）		2,917	3,478
	DX・生産性向上支援件数（件）		136	183
	経営指標等が改善した取引先割合（%）		73.5	73.4
	経営改善計画策定支援件数（件）		425	436
	デジタル顧客数 ^{※3} （万先）		44	54
	グループ預かり資産残高 ^{※4} （億円）		15,228	18,569
	販路開拓支援先数（地域商社） ^{※5} （先）		730	842
	人材ソリューション支援件数（件）		246	271
G（ガバナンス） 多様性の確保などガバナンスの充実によるステークホルダーとの信頼関係の強化				
	女性管理職比率 ^{※6} （%）		26.3	26.8
	グループ総取引先数 ^{※7} （先）		62,990	66,206

※3 だいしほくえつID保有者（りとりばんく・マイページの利用者等）と個人eネットバンキング利用者の合計

※4 第四北越銀行の預かり資産（投資信託、公共債、保険）と第四北越証券の預かり資産（株式、債券、投資信託（除くMRF等））の合計額

※5 2019年10月以降の累計 ※6 女性管理職（代理級以上）比率（銀行単体）

※7 当社グループ各社と経常的にお取引いただいている法人先数（延べ数）

<連結R O Eについて>

当社は、当期純利益の増強を基本としてR O E 向上に取り組んでおり、早期に10%以上を達成する方針としております。2026年3月期のR O E は前期比2.0ポイント改善の8.0%となりました。第三次中期経営計画最終年度（2027年3月期）は8.7%以上を目標としております。

主要な子会社である第四北越銀行の業績につきましては、以下の通りとなりました。

預金

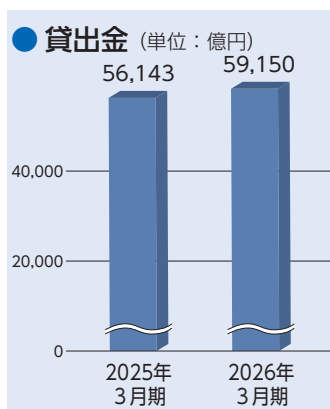
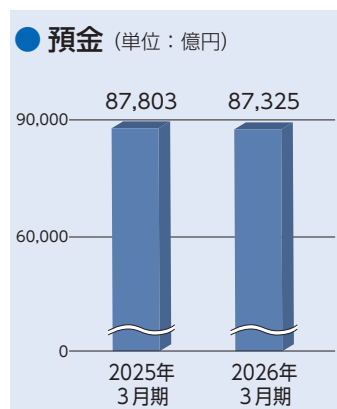
譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中478億円減少し、期末残高は8兆7,325億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、期中3,007億円増加し、期末残高は5兆9,150億円となりました。このうち、個人ローンの期末残高は1兆5,870億円、中小企業向け貸出の期末残高は2兆1,108億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、期中3,966億円減少し、期末残高は2兆4,926億円となりました。



損益

損益状況につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加などから、経常利益は、前期比215億円増益の567億円、当期純利益は、前期比133億円増益の385億円となりました。

なお、当社の連結経常利益は、前期比200億円増益の611億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比127億円増益の421億円となりました。

＜ご参考＞コーポレートガバナンス体制

－基本方針－

当社グループは、ステークホルダーであるお客さまや地域、株主の皆さまからの高い評価と揺るぎない信頼を確立するため、財務面での健全性や収益力の向上とともに、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題と認識し、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めます。

当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」はこちらをご覧ください。
(URL) <https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/>



－体制－

① 取締役会

当社グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 35.7% (14名中5名)
2025年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

※ 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が3回ありました。

② 監査等委員会

法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会と同様に監督機能を担うとともに、各取締役の業務執行を監査しております。

議長	常勤監査等委員
構成	社外取締役の比率 83.3% (6名中5名)
2025年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

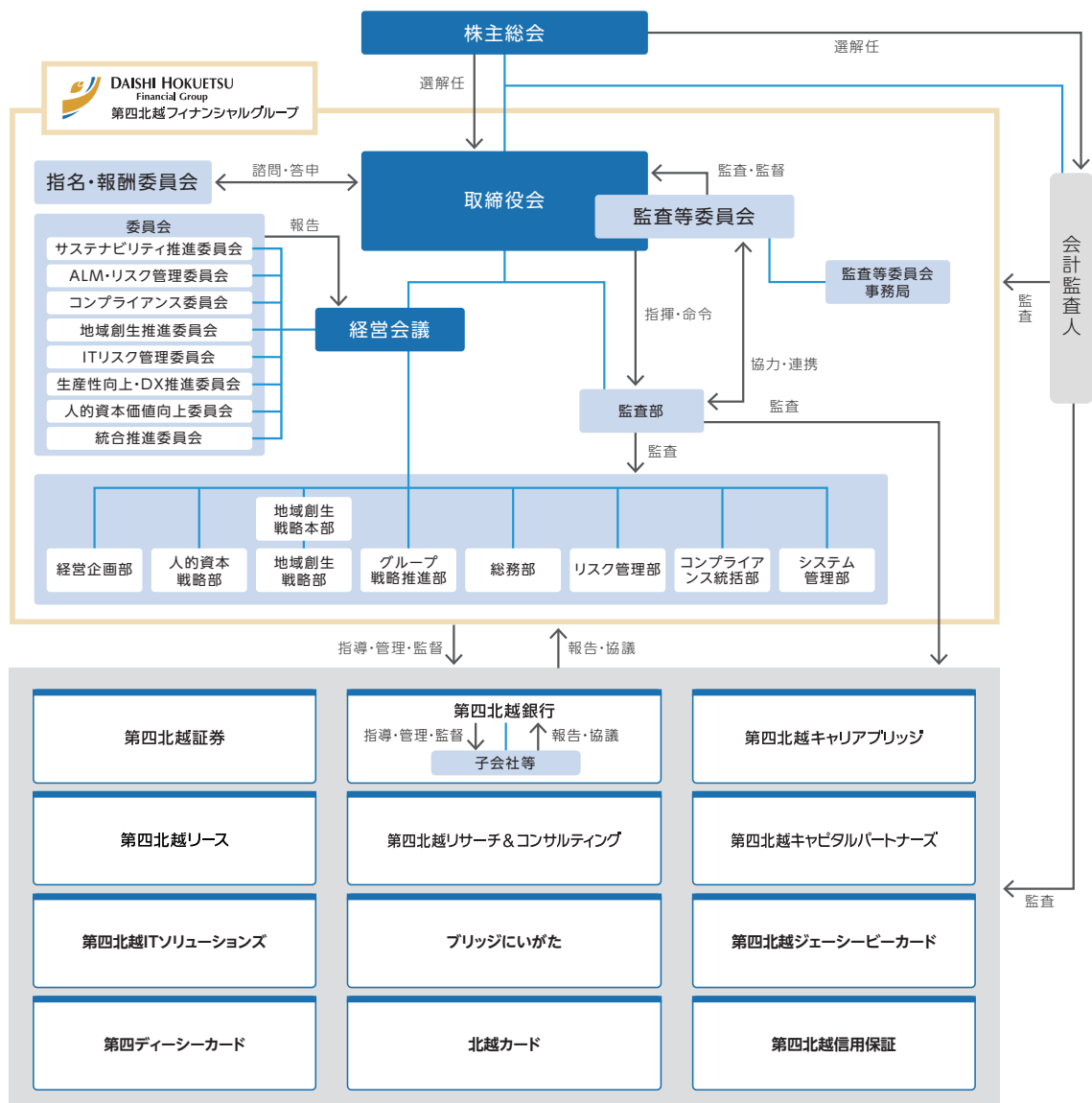
③ 指名・報酬委員会

取締役会が任意に設置する諮問機関として、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的として設置しており、取締役の選解任や報酬、後継者計画に関する重要事項等を審議、取締役会へ答申しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 83.3% (6名中5名)
2025年度の開催回数	2回
主な審議事項	①取締役の選任・解任 ②代表取締役の選定・解職 ③役付取締役の選定・解職 ④取締役 (監査等委員を除く) の報酬等 (報酬限度額及び個人別報酬額) ⑤取締役 (監査等委員) の報酬等 (個人別報酬額の配分に関する事項は含まない) ⑥後継者計画 ⑦業績連動報酬における指標

コーポレートガバナンス体制図

(2026年4月1日現在)



後継者計画

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、その中心的な役割を担う当社社長について、最適なタイミングで最適な人物に継承するために後継者計画を策定しております。当該計画は、当社の社長候補者や取締役候補者の選定において、公正性・透明性・客観性を確保し、最適な人物を選定するための方法を定める「後継者選定計画」、及び当社の社長候補者や取締役候補者が求められる資質・能力の要件を具備するため、育成方針や育成メニュー、各候補者の育成状況の評価方法を定める「後継者育成計画」をもって構成されております。

当該計画に基づく社長候補者の育成状況等については、定期的に指名・報酬委員会に報告される仕組みとしております。

対処すべき課題

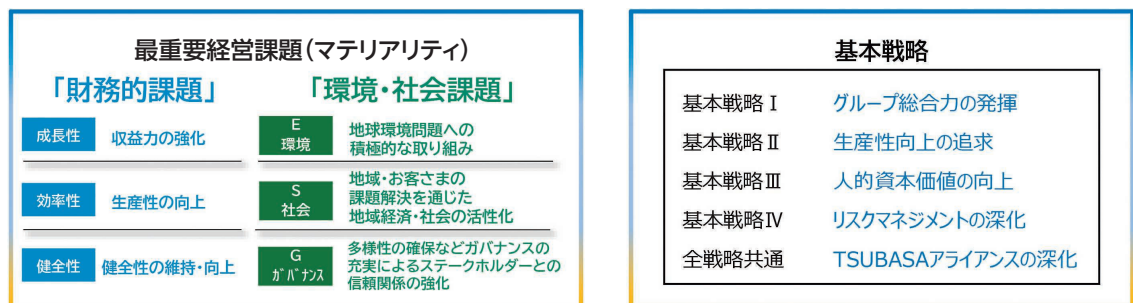
当社グループを取り巻く経営環境を見ますと、少子高齢化を伴う人口減少が日々深刻さを増していることに加え、中東情勢等に起因する地政学的リスクの高まりと常態化、さらには気候変動や獣害などさまざまな災厄の頻発、そして日々目まぐるしく進化するAIなど、過去に経験したことのない事象が同時多発的に発生しており、先行きは極めて不透明な状況となっています。

一方わが国では、デフレ経済から付加価値創出型経済への移行とともに「金利ある世界」が定着しつつあり、当社グループにおいても、健全なリスク管理のもとで金利環境の変化を捉えた収益構造の再構築を進める機会と捉えております。

現在取り組んでおります第三次中期経営計画（(2024年4月～)、以下、中計）は、このような経営環境のなかで力強く地域とともに次の時代へ羽ばたいていくための土台を完成させる中計と位置付けており、今年度はその最終年度、総仕上げの一年であります。

この大変重要な節目となる今年度におきましても、当社グループの中計における最重要経営課題である「財務的課題」と「環境・社会課題」の2つ（下図）の課題（ダブルマテリアリティ）の同時解決に向けて、4つの基本戦略（「Ⅰ グループ総合力の発揮」、「Ⅱ 生産性向上の追求」、「Ⅲ 人的資本価値の向上」、「Ⅳ リスクマネジメントの深化」）にグループ一丸となって取り組んでまいります。また、全ての基本戦略を実行するにあたっては、地方銀行最大規模の広域連携である「TSUBASAアライアンス」の規模のメリットを最大限活用してまいります。

第三次中期経営計画における最重要経営課題及び基本戦略



当社グループは、新潟県を代表する金融・情報サービスグループとして、人口減少が進むなかでも、地域経済の持続的な成長と職員も含めた人々のウェルビーイングを下支えし続けるという使命を担っています。私どもの主要な営業基盤である新潟県は、国内を代表する歴史・文化や豊かな自然、高度な技術を有する産業といった価値創造の源泉となる資源が多く存在しており、また複数の大型プロジェクトも進行しています。行政、国内外の大手企業、外部専門家などの多様な関係者の皆さまとの緊密な連携によって、そうした資源の価値を高め、プロジェクトの推進を後押しして面的な地域創生を推進してまいります。

資本政策につきましては、当社株式への投資魅力を一層高めていくため、「1株当たりの配当金を原則として累進的とし、配当性向は40%程度」とする株主還元方針に沿って対応しております。また、流動性を高め多くの株主さまから投資頂きたい観点で、2024年10月と2025年10月に株式分割を実施いたしました。今後も、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を行ってまいります。

また、経営の根幹となる当社グループへの信頼を揺るぎないものとしていくため、コンプライアンス（法令等遵守）最優先の業務運営をグループ一体で実践するとともに、強固なインテグリティ、すなわち高い倫理観の確立を図ってまいります。あわせて、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえた、質の高いグループガバナンス態勢の構築に引き続き努めてまいります。

なお、更なる経営基盤の強化と一層の地域経済の発展に向けて2026年3月には、株式会社群馬銀行と経営統合に関する最終合意に至りました。2027年4月には、「群馬新潟フィナンシャルグループ」として新たなスタートを切り、経営の「質」「規模」とともに地方銀行トップクラスの金融グループをめざしてまいります。

統合する両社の強みやそれぞれの営業地盤において培ったお客さまとの信頼関係を結集させ、地域への貢献と企業価値の持続的向上に、より一層取り組んでまいりますので、株主の皆さまからの一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

株式会社群馬銀行との経営統合に関する最終合意について

経営統合に関する最終合意について

当社と株式会社群馬銀行は、2025年4月24日に両社間で締結した基本合意書に基づき、2026年3月26日付の取締役会において相互信頼および対等統合を基本的な方針とする経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書および経営統合契約書を締結いたしました。

本経営統合は、それぞれの営業エリアにおいて盤石な顧客基盤をもち、堅調な収益力と強固な財務基盤をもつ両社が統合することにより、経営の規模と質の両面で地方銀行トップクラスの新金融グループにステップアップすることを目指すものです。

今後も、お客さまと地域の成長・発展に貢献し続けるとともに、持続的な成長と企業価値の向上を着実に実現させていくことにより、お客さま・地域、職員、株主といった全てのステークホルダーの期待に応えることを目指してまいります。

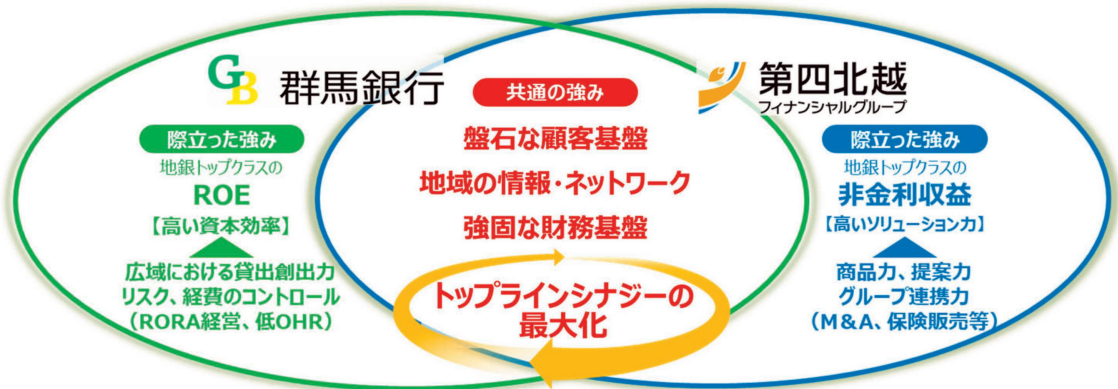
<統合持株会社の概要>

名 称	株式会社 群馬新潟フィナンシャルグループ（通称：GNFG） （英文名称 Gunma Niigata Financial Group, Inc.）
コーポレート マーク	 群馬の大地をかたどるツルと、新潟の空に舞うトキが、大空で出会い、新たな旅路へと向かう姿をロゴデザインに。県の垣根をこえ、地域と未来をつなぎ、金融の枠を超えた価値を提供していく姿勢を表現しました。
本店所在地	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング （注）群馬銀行本店（群馬県前橋市）および第四北越銀行本店（新潟県新潟市）の所在地に変更はありません。

<新金融グループの理念>

MISSION 存在意義	ふたつの翼で、地域の未来を創る
VISION ありたい姿	信頼を礎に、金融の枠を超え、価値をつなぐ、リージョナルソリューショングループへ
VALUES わたしたちの価値観	(1) 四方共益 お客さま・地域、会社、仲間、株主、すべての豊かさの向上を目指して行動します (2) 誠実 プロフェッショナルとして誠実に取り組み、揺るぎなき信頼を積み重ねていきます (3) 挑戦 失敗を恐れずに挑戦し続け、地域の未来へ新たな風を起こします (4) 共創 地域を超えてヒト・モノ・コトをつなぎ、ソリューションの力で新たな価値を生み出します

<本経営統合の目的>



本経営統合では、両社共通の強みを基盤として、それぞれの際立った強みを補完することで、トプラインシナジーの発揮、および経営管理の高度化を図り、経営の規模・質ともに地方銀行トップクラスの金融グループへステップアップを図ってまいります。

これらの取り組みを通じて、お客さま・地域、職員・ビジネスパートナー、株主といったすべてのステークホルダーの豊かさの向上を目指してまいります。

<経営統合の概要>



本経営統合は、持株会社方式によるものとし、効率的に進める観点から、既に持株会社体制となっている第四北越ファイナシャルグループを新金融グループの持株会社として活用いたします。具体的には、群馬銀行と第四北越ファイナシャルグループは株式交換を行うとともに、第四北越ファイナシャルグループは、株式会社群馬新潟ファイナシャルグループに商号変更します。

株式交換に係る株式の割当比率は、群馬銀行の普通株式1株に対して、第四北越ファイナシャルグループの普通株式1.125株を割当て交付いたします。

(注) 群馬銀行と第四北越銀行の合併は予定しておりません。両行ともに統合持株会社の子会社として現状の営業を継続してまいります。また、経営統合を契機とした店舗の統廃合は予定しておりません。

<今後のスケジュール>

2026年12月23日 (予定)	両社臨時株主総会開催
2027年 4月 1日 (予定)	株式交換効力発生日

(注) 上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更となる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可が得られることを前提としておりますが、当該許認可等の取得状況等によって、本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	148,759	182,058	194,646	260,253
経常利益	25,048	30,868	41,112	61,115
親会社株主に帰属する当期純利益	17,768	21,203	29,349	42,103
包括利益	△10,643	94,399	△11,612	103,852
純資産額	415,949	499,902	478,870	569,451
総資産	10,518,089	11,138,009	10,977,796	10,840,284

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2024年度より、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を適用しており、2022年度から2023年度については遡及適用後の数値を記載しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	8,320	8,469	9,635	16,651
受取配当額	7,399	7,433	8,417	13,949
銀行業を営む子会社	7,399	7,433	8,417	13,949
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	7,401	7,992	8,577	13,923
1株当たり当期純利益	163円19銭	89円47銭	32円72銭	53円10銭
総資産	325,026	325,444	324,235	325,414
銀行業を営む子会社株式等	305,587	305,498	305,498	302,486
その他の子会社株式等	15,789	16,604	16,611	19,623

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。
なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。
3. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、2023年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。
4. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、2024年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			
	銀行業	リース業	証券業	その他
使用人数	2,893人	61人	204人	298人

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

【第四北越銀行】

① 営業所数

			当年度末（注1）		営業拠点数（注2）	
			うち出張所		うち出張所	
新	潟	県	190店	（ 6 ）	122店	（ 5 ）
東	京	都	3	（ ー ）	2	（ ー ）
埼	玉	県	3	（ ー ）	2	（ ー ）
群	馬	県	2	（ ー ）	2	（ ー ）
北	海	道	1	（ ー ）	1	（ ー ）
福	島	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
神	奈	川	1	（ ー ）	1	（ ー ）
富	山	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
愛	知	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
大	阪	府	1	（ ー ）	1	（ ー ）
合		計	204	（ 6 ）	134	（ 5 ）

(注) 1. 営業所数には、店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しており、振込専用支店（2店）やインターネット支店（1店）、コンビニATM支店（1店）は含んでおりません。なお、上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所設置しております。

2. 店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業拠点数を記載しております。

② 当年度新設営業所

営業所名	所在地
石山中央出張所	新潟県新潟市東区東中島二丁目5番16号

□ リース業、証券業及びその他の事業

リース業、証券業及びその他の事業の状況につきましては「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
設備投資の総額	5,002	218	99	90	5,410

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	設備の内容	投資金額
銀行業 株式会社第四北越銀行	ソフトウェア	1,649
	新津支店	498

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含めております。

3. 新津支店は、2026年3月に新築移転いたしました。なお、金額については当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

事業報告

□ 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	銀行業	32,776百万円	100.00%	—
第四北越証券株式会社	新潟県長岡市大手通 二丁目3番地10	証券業	600百万円	100.00%	—
第四北越リース株式会社	新潟県新潟市中央区 明石二丁目2番10号	リース業	100百万円	100.00%	—
北越リース株式会社	新潟県長岡市大手通 二丁目3番地10	リース業	100百万円	(100.00%)	—
第四北越ジェーシーピーカード 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	クレジットカード・ 信用保証業務	30百万円	100.00%	—
第四ディーシーカード 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	クレジットカード業務	30百万円	100.00%	—
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白 一丁目9番20号	クレジットカード業務	20百万円	100.00%	—
株 式 会 社 第 四 北 越 ＩＴソリューションズ	新潟県新潟市中央区 沼垂東二丁目11番21号	システム関連事業	100百万円	100.00%	—
第四北越リサーチ&コンサルティング 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	コンサルティング業務、経 済・社会に関する調査研究・ 情報提供業務	30百万円	100.00%	—
第四北越キャピタルパートナーズ 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	ファンドの組成・運営に関す る業務	20百万円	100.00%	—
第四北越キャリアブリッジ 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	人材紹介業、企業の人材に関 するコンサルティング業務	30百万円	100.00%	—
株式会社ブリッジにいがた	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	販路開拓事業、観光振興事業	70百万円	95.00%	—
第 四 北 越 信 用 保 証 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	信用保証業務	50百万円	100.00%	—
北越信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	信用保証業務	210百万円	(100.00%)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。
4. 上記14社は連結子会社であります。
5. 第四北越ジェーシーピーカード株式会社は、2025年4月1日付で第四ジェーシーピーカード株式会社から商号変更しております。

(重要な業務提携の概況)

- 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
- 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S Aアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
- 株式会社第四北越銀行は、株式会社群馬銀行との間で、「群馬・第四北越アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社群馬銀行との経営統合につきましては、(1) 企業集団の事業の経過及び成果等(対処すべき課題)に記載の通りでございます。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
並 木 富 士 雄	取締役会長 統括	—	—
殖 栗 道 郎	代表取締役社長 取締役会議長 統括、監査部担当	株式会社第四北越銀行 取締役頭取（代表取締役） 北陸瓦斯株式会社 社外取締役 株式会社BSNメディアホールディングス社外取締役	—
高 橋 信	代表取締役専務 リスク管理部、コンプライアンス統括部、システム管理部、事務部門担当	株式会社第四北越銀行 専務取締役（代表取締役） 事務本部長	—
柴 田 憲	代表取締役常務 経営企画部、グループ戦略推進部、市場運用部門担当	株式会社第四北越銀行 専務取締役（代表取締役）	—
牧 利 幸	取締役 地域創生戦略本部長	株式会社第四北越銀行 専務取締役（代表取締役） 地域創生事業本部長	—
田 中 孝 佳	取締役 人的資本戦略部、総務部担当	株式会社第四北越銀行 常務取締役	—
石 坂 貴	取締役 地域創生戦略本部副本部長	株式会社第四北越銀行 常務取締役 地域創生事業本部副本部長	—
馬 場 佳 子	取締役 人的資本戦略部長兼DE&I推進室長	株式会社第四北越銀行 取締役人事部長	—
保 坂 成 仁	取締役（監査等委員）	—	—
松 本 和 明	取締役（監査等委員） （社外取締役）	京都産業大学経営学部 マネジメント学科教授	—
白 井 正	取締役（監査等委員） （社外取締役）	かなで監査法人 パートナー	財務・会計に関する知見を有しております。
菊 池 弘 之	取締役（監査等委員） （社外取締役）	榎谷小路法律特許税務事務所 所長	—
佐 藤 明	取締役（監査等委員） （社外取締役）	株式会社新潟日報社 代表取締役社長 株式会社BSNメディアホールディングス社外取締役	—
栗 原 美 樹	取締役（監査等委員） （社外取締役）	株式会社新潟テレビ21 代表取締役社長	—

- (注) 1. 当社は松本和明、白井正、菊池弘之、佐藤明及び榊原美樹の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 社内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、保坂成仁氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 社内取締役が経験を有する分野及び当社が社外取締役に特に期待する分野につきましては、15頁<ご参考2>を参照願います。

当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当
宮 越 忠 範	2025年6月25日	任期満了	取締役
此 村 隆 義	2025年6月25日	任期満了	取締役（監査等委員）
森 邦 雄	2025年6月25日	任期満了	取締役（監査等委員） （社外取締役）

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	9名	87	41	25	20
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	2名	25	25	—	—
社外取締役	6名	34	34	—	—
計	17名	147	101	25	20

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2025年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない社内取締役1名、監査等委員である社内取締役1名および監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。
3. 賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 当社は信託を活用した株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、当該制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに関する費用計上額を記載しております。
5. 上表には、使用人兼取締役としての報酬は含んでおりません。

② 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次の通りです。

(取締役の報酬等の決定方針の概要)

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、指名・報酬委員会の審議及び答申を経たうえで取締役会の決議にて、監査等委員である取締役の個人別報酬額は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて、各取締役の報酬額を年度毎に決定しています。

- ・株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ・報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する金融グループを目指すという当社グループの役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ・監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当社グループの経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ・具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績指標の目標達成度合に連動する賞与及び中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるための信託型株式報酬で構成するものとする。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮し、基本報酬のみとする。

なお、当社と子銀行の報酬制度は同一であり、当社及び子銀行の取締役を兼任する監査等委員でない取締役の報酬額は、原則として兼任する子銀行の報酬額に一定の割合を乗じた金額としております。

(i) 基本報酬に関する事項

区分	内容
監査等委員でない取締役	月額額の固定報酬とします。役位毎に定めた基本報酬額を指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。
監査等委員である取締役	月額額の固定報酬とします。常勤・非常勤の別によって基本報酬額を定め、監査等委員である取締役の協議にて決定します。

(ii) 業績連動報酬等に関する事項

賞与は年度毎の業績に基づく業績連動報酬とします。目標とする利益水準や、その達成度合に応じた支給テーブルは、年度毎に指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。

	内容
業績指標及び当該業績指標を選択した理由	株主還元率の算出ベースとなる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益、主要な子会社である子銀行の本業利益の水準を示すコア業務純益、環境・社会課題に関するKPI達成度とします。
算定式	賞与＝役位毎の賞与基準額×業績連動係数
業績連動係数	業績連動係数＝当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益に係る適用倍率×0.4＋子銀行コア業務純益に係る適用倍率×0.4＋環境・社会課題に関するKPI達成度の適用倍率×0.2
適用倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益、子銀行コア業務純益の目標達成度合、環境・社会課題に関するKPI達成度に応じて70～130%の幅で変動します。 なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益もしくは子銀行コア業務純益が目標の50%以下、または減配となる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議します。 また、支給テーブル設定時には想定しなかった一時的な特殊要因として勘案すべき要素が発生した場合等、その影響を排除したうえで業績等の評価を行うことが妥当であると認められる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議することがあります。

当事業年度における指標の目標及び支給テーブルは以下の通りです。

(当事業年度目標)

当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益330億円

子銀行コア業務純益414億円

環境・社会課題に関するKPIは30頁を参照

倍率	当社連結の親会社株主に 帰属する当期純利益	子銀行コア業務純益	環境・社会課題に関する KPI達成度
130%	429億円以上	538.2億円以上	
120%	396億円以上～429億円未満	496.8億円以上～538.2億円未満	達成状況に応じて都度決定
110%	363億円以上～396億円未満	455.4億円以上～496.8億円未満	達成状況に応じて都度決定
100%	330億円以上～363億円未満	414億円以上～455.4億円未満	KPI指標 全12項目達成
90%	297億円以上～330億円未満	372.6億円以上～414億円未満	KPI指標 10項目以上達成
80%	264億円以上～297億円未満	331.2億円以上～372.6億円未満	KPI指標 達成が9項目以下
70%	264億円未満	331.2億円未満	

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益が421億円、子銀行コア業務純益が596億円、環境・社会課題に関するKPIは10項目達成であります。

(iii) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は信託型株式報酬であり、役位毎に定めた報酬基準額を、指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。報酬額に応じたポイントを毎年1回付与し、当社及び子銀行の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、または執行役員のいずれも退任した際に累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、信託を通じて交付及び給付します。

(iv) 報酬の構成割合

監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬・賞与・非金銭報酬である信託型株式報酬にて構成し、報酬の種別毎に役位に応じた基準額を定めております。報酬の構成割合は、賞与の業績連動係数が100%の場合、基本報酬：賞与：信託型株式報酬＝50：25：25を概ねの目安としております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

この限度額とは別枠として、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の株式報酬は3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を390百万円、当社が1事業年度に付与するポイント数（1ポイント＝当社株式1株）の上限を90,000ポイントとして決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。なお、2024年10月1日及び2025年10月1日の当社株式の株式分割に伴い、付与するポイント数に対する当社株式数を1ポイントあたり1株から6株に変更しております。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役4名）です。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
松 本 和 明	会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
白 井 正	同上
菊 池 弘 之	同上
佐 藤 明	同上
栗 原 美 樹	同上

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。

□ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役 (監査等委員である取締役含む)	当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
株式会社第四北越銀行取締役 当社グループ会社取締役 (監査等委員である取締役含む)、 監査役、執行役員	当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、グループ会社の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及びグループ会社の被保険者数に応じて、当社及びグループ会社が全額負担しております。 ただし、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
松 本 和 明	京都産業大学経営学部マネジメント学科教授
白 井 正	かなで監査法人 パートナー
菊 池 弘 之	榎谷小路法律特許税務事務所 所長
佐 藤 明	株式会社新潟日報社 代表取締役社長 株式会社BSNメディアホールディングス 社外取締役
栗 原 美 樹	株式会社新潟テレビ21 代表取締役社長

(注) 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
松 本 和 明	7年 6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	大学教授としての経営学に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、筆頭独立社外取締役として、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
白 井 正	3年 9か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	公認会計士及び情報処理システム監査技術者としての財務・会計やシステムに関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
菊 池 弘 之	3年 9か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	弁護士としての法律に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
佐 藤 明	1年 9か月	当年度開催の取締役会12回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
栗 原 美 樹	9か月	監査等委員である取締役就任後に開催された当年度の取締役会10回のうち9回、監査等委員会10回のうち9回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会1回のうち1回出席しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見や女性としての視点を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が3回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	34	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2025年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

社外役員に関する事項に記載した内容に対して、意見はございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 600,000千株
発行済株式の総数 275,657千株
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

44,493名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,088千株	8.99%
株式会社 日本カस्टディ銀行（信託口）	15,769	5.89
明治安田生命保険相互会社	9,744	3.64
第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会	7,781	2.90
日本生命保険相互会社	6,941	2.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,052	1.51
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,489	1.30
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,454	1.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,165	1.18
住友生命保険相互会社	3,088	1.15

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式7,998千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

2025年10月1日付で1株に対し3株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は600,000千株に、また発行済株式の総数は275,657千株にそれぞれ増加しております。

(5) 役員保有株式

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式報酬の内容は次の通りです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	972株	1名

(注) 上記は、退任した取締役1名に対する信託型株式報酬に係る交付であり、972株のうち472株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。なお、交付日は2025年7月のため、2025年10月1日の株式分割前の株式数にて記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉加奈子 指定有限責任社員 貞廣篤典 指定有限責任社員 高橋秀和	17	当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な情報の入手や報告の聴取を通じ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ策定した「会計監査人の監査報酬同意に係る判断基準」に則り検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 また、非監査業務として、経営統合にかかるデューデリジェンス業務を委託しております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等につきましては、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、566百万円であります。なお、当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、米国証券法に基づく登録届出書等に記載する連結財務諸表に係る監査報酬413百万円が含まれております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

7 会計参与に関する事項

会計参与は不在であり、該当事項はありません。

8 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とすることができる旨を定款に定めております。

当社は、金融グループの公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、1株当たり配当金は原則として累進的とし、配当性向は40%程度とします。自己株式の取得は業績や市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に実施します。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
現金預け金	2,026,292
買入金銭債権	14,158
商品有価証券	2,355
金銭の信託	4,943
有価証券	2,513,197
貸出金	5,872,093
外国為替	29,129
その他資産	280,274
有形固定資産	53,456
建物	17,135
土地	26,713
リース資産	143
建設仮勘定	2,407
その他の有形固定資産	7,055
無形固定資産	5,142
ソフトウェア	4,180
リース資産	5
その他の無形固定資産	956
退職給付に係る資産	51,784
繰延税金資産	3,024
支払承諾見返	18,479
貸倒引当金	△34,048
資 産 の 部 合 計	10,840,284

科 目	金 額
負 債 の 部	
預金	8,513,335
譲渡性預金	169,685
売現先勘定	179,628
債券貸借取引受入担保金	355,430
借入金	784,182
外国為替	503
信託勘定借	24,530
その他負債	188,419
賞与引当金	2,797
役員賞与引当金	174
株式報酬引当金	1,055
退職給付に係る負債	700
役員退職慰労引当金	48
睡眠預金払戻損失引当金	630
偶発損失引当金	1,815
固定資産解体費用引当金	650
特別法上の引当金	31
繰延税金負債	24,196
再評価に係る繰延税金負債	4,537
支払承諾	18,479
負 債 の 部 合 計	10,270,833
純 資 産 の 部	
資本金	30,000
資本剰余金	102,988
利益剰余金	356,138
自己株式	△8,271
株主資本合計	480,854
その他有価証券評価差額金	14,946
繰延ヘッジ損益	41,496
土地再評価差額金	8,657
退職給付に係る調整累計額	23,486
その他の包括利益累計額合計	88,586
非支配株主持分	9
純 資 産 の 部 合 計	569,451
負債及び純資産の部合計	10,840,284

連結計算書類

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		260,253
資金運用収益	137,566	
貸出金利息	69,770	
有価証券利息配当金	53,310	
コールローン利息及び買入手形利息	95	
預け金利息	10,571	
その他の受入利息	3,819	
信託報酬	134	
役務取引等収益	40,390	
その他業務収益	38,129	
その他経常収益	44,031	
償却債権取立益	737	
その他の経常収益	43,293	
経常費用		199,138
資金調達費用	47,486	
預金利息	15,489	
譲渡性預金利息	380	
売現先利息	7,390	
債券貸借取引支払利息	14,642	
借用金利息	63	
その他の支払利息	9,520	
役務取引等費用	11,132	
その他業務費用	60,403	
営業経費	64,595	
その他経常費用	15,518	
貸倒引当金繰入額	8,539	
その他の経常費用	6,979	
経常利益		61,115
特別利益		288
固定資産処分益	102	
固定資産解体費用引当金戻入益	185	
特別損失		1,657
固定資産処分損	251	
減損損失	1,403	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
税金等調整前当期純利益		59,746
法人税、住民税及び事業税	20,190	
法人税等調整額	△2,550	
法人税等合計		17,640
当期純利益		42,106
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		42,103

■ 計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	2,509
現金及び預金	686
未収収益	1,810
その他	12
固定資産	322,905
有形固定資産	1
工具、器具及び備品	1
無形固定資産	49
商標権	3
ソフトウェア	0
ソフトウェア仮勘定	45
投資その他の資産	322,854
投資有価証券	0
関係会社株式	322,109
繰延税金資産	496
その他	248
資 産 の 部 合 計	325,414

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	1,276
未払費用	612
未払配当金	88
未払法人税等	465
賞与引当金	50
役員賞与引当金	25
その他	34
固定負債	3,384
長期借入金	1,088
株式報酬引当金	218
長期預り金	1,000
その他	1,078
負 債 の 部 合 計	4,661
純 資 産 の 部	
株主資本	320,752
資本金	30,000
資本剰余金	287,607
資本準備金	7,500
その他資本剰余金	280,107
利益剰余金	11,416
その他利益剰余金	11,416
繰越利益剰余金	11,416
自己株式	△8,271
純 資 産 の 部 合 計	320,752
負債及び純資産の部合計	325,414

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
営業収益	16,651
関係会社受取配当金	13,949
関係会社受入手数料	2,701
その他	0
営業費用	1,439
販売費及び一般管理費	1,439
営業利益	15,212
営業外収益	62
受取保証料	50
雑収入	12
営業外費用	1,150
雑損失	1,150
経常利益	14,124
税引前当期純利益	14,124
法人税、住民税及び事業税	465
法人税等調整額	△264
法人税等合計	201
当期純利益	13,923

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 加奈子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 秀和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四北越フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 加奈子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 秀和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員	保坂 成仁 ㊞
監査等委員	松本 和明 ㊞
監査等委員	白井 正 ㊞
監査等委員	菊池 弘之 ㊞
監査等委員	佐藤 明 ㊞
監査等委員	栗原 美樹 ㊞

(注) 監査等委員松本和明、白井正、菊池弘之、佐藤明、栗原美樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

「ネットで招集」のご案内

- ・ウェブサイト「ネットで招集」では、インターネット上で招集ご通知をご覧いただけるほか、議決権行使ウェブサイトへのアクセスもご案内することができます。

アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/7327/>



<「ネットで招集」トップページから議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法>

- ①トップページ最上部の「議決権行使」ボタンを押下すると以下の「読取」「移動」ボタンが表示されます。



- ②「読取」ボタンを押下し、スマートフォンのカメラが起動したら、議決権行使書右下の議決権行使ウェブサイト「ログイン用QRコード」を読み取ることで議決権行使画面へ遷移します。（詳しくは本資料5頁「QRコードを読み取る方法」をご参照ください。）

- ③「読取」ボタンを押下してもカメラが起動しない場合などは、「移動」ボタンを押下することで議決権行使ウェブサイトログイン用画面にアクセスいただけます。(以降の手順は本資料5頁「ログインID・パスワードを入力する方法」をご参照ください。)

「企業サイト」ボタンを押すと、当社ウェブサイトから様々な情報をご覧ください。

[illegible]

株主総会会場のご案内



日 時

2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



場 所

第四北越銀行本店 2階 だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1



交 通
アクセ

【タクシー】新潟駅から約7分

【バス】新潟駅バスターミナル6番線（B1 萬代橋ライン）
または7番線（W2 西小針線）

「新潟駅」→「本町」（約7分） 「本町」下車 徒歩2分

会場周辺詳細



お車でご来場される場合は、第四北越銀行本店の駐車場または最寄りの駐車場をご案内させていただきます。なお、駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。



DAISHI HOKUETSU

Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。